

---

# 伊達市第2次総合計画

---



平成 年 月  
伊 達 市

---

# 第1章

## 基本構想（案）

---

# I 計画の策定にあたって

## 1 第2次総合計画の概要

### (1) 第2次総合計画策定の背景と目的

総合計画は、本市の目指すべき将来像を描き、それを実現していくための総合的かつ計画的なまちづくりの指針となるものであり、最上位の行政計画に位置づけられます。平成18(2006)年1月に合併した本市は、平成20(2008)年4月に、平成20(2008)年度から平成27(2015)年度までを計画期間とする伊達市第1次総合計画を策定し、「伊達 織りなす未来 ひとつの心」を目指すべき将来像に掲げ、市民が誇りと一体感が感じられるまちづくりを積極的に推進してきました。

現在、わたしたちの暮らしを取り巻く社会経済情勢は、人口減少と少子高齢化が同時に進行する厳しい時代に突入し、毎年安定的に人口や税収が増え続けることを前提としたこれまでの制度や仕組みが機能しなくなっており、さまざまな分野で抜本的な改革が迫られています。さらに、平成23(2011)年3月に発生した東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故は、本市のまちづくりにも極めて深刻な影響を及ぼし、今日に至るまでわたしたちの暮らしは、多方面にわたりがつて経験したことのない厳しい環境変化にさらされています。

このような状況下、平成25(2013)年3月、本市では今後10年先、20年先を見据えた中で、「震災による危機を、チャンスと希望に変える」、「公・民・コミュニティ<sup>1</sup>協働でまちづくりの発展に向けたアクションを起こす」、「伝統や資源を継承・発展させつつ、全市的な連携と戦略性の高いまちづくりを進める」ことを基本的な視点とした『伊達市 再生・発展まちづくりグランドデザイン』を策定し、震災からの一日も早い復興と再生・発展を目指したまちの将来像とその実現に向けたまちづくりの道筋を示した指針を明らかにしています。

伊達市第2次総合計画は、伊達市第1次総合計画の計画期間を1年前倒しし、『伊達市 再生・発展まちづくりグランドデザイン』を踏まえながら、新たな時代に対応し、「伊達市に住み、働き、学ぶ」わたしたちが一丸となって、まちの強みを伸ばし弱みの克服に取り組むことで実現を目指す「まちのあるべき姿」掲げ、その実現に向けたまちづくりの基本方針等を示します。これにより、市内外の多くの人々から「誇れるまち・選ばれるまち・選ばれ続けるまち」として着実な再生・発展を遂げ、次代に継承することができる伊達市を目指すものです。

※<sup>1</sup> 人々が協働意識を持って共同生活を営む一定の地域及びその人々の集団、地域社会。

## (2) 第2次総合計画の構成と期間

伊達市第2次総合計画は、目標とその実現に向けた取組みの方針・内容を分かりやすく示すため、基本構想－基本計画－実施計画の3層で構成しています。

### ①基本構想

平成27(2015)年度から平成34(2022)年度までの8年間を見据えた中で、市全体として目指すべき新しいまちの姿(将来都市像)と、全ての分野にわたって共通するまちづくりの基本的な考え方(理念)、主たるまちづくりの分野ごとの目標(政策)を定めます。

### ②基本計画

基本構想を実現するため、骨格となるまちづくりの方針(施策)及びこれを推進するための基本的取組み(基本事業)等を定めます。

また、社会経済情勢やまちづくりに対するニーズの変化、国・県の動向等、さまざまな変化に柔軟に対応できるよう、計画期間を前期と後期に分け、それぞれ4年間とします。

### ③実施計画

基本計画を受けて、その目標達成に向けた個別事業を計画的に実施するために位置づけるもので、予算編成の基礎資料となるものです。

基本構想は長期的な計画であるのに対し、実施計画は財政状況や社会経済情勢の変化等に対応するため、3年間の事業計画を作成して毎年度見直しを行います。

また、行政評価システム<sup>2</sup>を活用し計画の進捗管理を行います。

## (3) 第2次総合計画の特徴

現在、社会経済情勢が大きく変化し続け、行政サービスに対する市民のニーズの多様化が顕著となっています。一方、右肩上がりの拡大・成長を基調とする社会から安定型の社会へ推移し、財政上の制約がますます高まることが懸念され、増加するさまざまな地域課題をさまざまな主体と協働して解決を目指す時代が到来しています。

このような基本認識のもと、「伊達市に住み、働き、学ぶ」多様な主体との連携・協働のもと、新たな時代の変化に柔軟に対応したまちづくりを総合的かつ戦略的に推進するため、伊達市第2次総合計画は、以下のような特徴を持つ計画としています。

### ①みんなで共有し合い、実現に取り組む計画

個人・家庭でできることは個人・家庭が行う「自助」、個人・家庭ではできないことは地域で互いに助け合って取り組む「共助」、個人・家庭・地域ではできないことは行政が担う「公助」を適切に組み合わせながら、みんなが共に手を携え、総力を結集し、将来都市像の実現に向けたまちづくりを推進するための指針という役割を担っています。

※<sup>2</sup> 予算・職員・施設等の限りある行政の経営資源をより最適に配分するため、行政サービスの効果について、「何をどれだけ達成するのか」という目標を明確にし、定期的に現状と目標の乖離の状況を把握し、その要因を分析することで、計画の進行管理と必要な改善・改革を継続的に実践するための仕組み。

## ②市民と共に考え、検討を重ね策定した計画

行政が計画の案を作成し、その後、これに対する意見・要望を募っていた従来の検討方式とは異なり、今回の計画策定は、総合計画審議会や市民ワークショップ<sup>3</sup>の開催等を通じ、本市の地域特性を十分に踏まえた中で、「誇れるまち・選ばれるまち・選ばれ続けるまち」となるには、まちなどのような強み（長所）を伸ばし、どのような弱み（短所）を克服すべきかを検討してもらうなど、多くの市民の皆さんから、今後のまちづくりに向けた意見をお聞きし、取り入れるよう努めました。

## ③より戦略性が高く、実効性を重視した計画

将来都市像の実現に向け、予算・職員・施設等の限りある行政の経営資源を最適に配分しながら、効果的・効率的で持続性が高い行政経営を推し進めていくため、特に重点的・優先的に経営資源を投入すべき施策・事業の「優先度評価」、「選択と集中」を徹底し、戦略戦略性が高く、実効性を重視した計画としています。

---

※<sup>3</sup> まちづくりについてアイデアを出し合い意見集約をする市民などの集まり。通常の会議とは異なり、誰もが自由に意見や発想を出し合いながら、解決すべき課題を見出し、目標を定めて、その実現に向けた検討を行う。

## 2 まちづくりを取り巻く現状と課題

本市の今後のまちづくりのあり方を検討する上で、特に念頭に置くべき、全国的な社会経済の動向や本市の概況を整理し、重点課題を明らかにしています。

### (1) 国内の社会経済動向

#### ①本格的な人口減少・超高齢社会の到来に備えたまちづくりの推進

- ◆国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口（平成 29（2017）年 7 月、出生中位・死亡中位推計）」によると、今後、日本の人口は長期にわたる減少局面に突入し、平成 27（2015）年の 1 億 2,709 万人から平成 47（2035）年の 1 億 1,521 万人と 20 年間に 1,188 万人（9.3%）減少した後、平成 65（2053）年には 1 億人を割り込むと予測されています。
- ◆さらに、年齢階層別に推移をみると、年少人口（0～14 歳）及び生産年齢人口（15～64 歳）は減り続け、平成 47（2035）年には対平成 27（2015）年比でそれぞれ 349 万人（27.4%）減、1,234 万人（16.0%）減と大きく減少する一方、老年人口（65 歳以上）のうち、年金・医療・介護・福祉といった社会保障制度の主たる受益者である 75 歳以上人口が 1,632 万人から 2,259 万人と約 1.4 倍（627 万人増）に大きく増加しています。
- ◆このような世界にも類を見ない人口減少・超高齢社会の到来は、地域経済社会の安定・成長を大きく損なうとともに、これまで多くの現役世代に支えられていた社会保障制度の揺らぎを招くなど、極めて多岐にわたる面で日本全体がかつて直面したことのない深刻な問題・課題を引き起こすことが懸念されます。
- ◆このような厳しい将来見通しのもと、政府一体となって、人口急減・超高齢化という直面する大きな課題に取り組む、国民が誇りを持ち、将来に夢や希望を持てる、誰もが安心して暮らすことができる地域づくりを進めるため、「『東京圏一極集中』を是正」、「若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現」、「地域の特性に即した地域課題の解決」の 3 つの視点を基本に、魅力あふれる地方を創生し、地方への人の流れをつくるとしています。
- ◆地方創生の実現のために、国は、「地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする」、「地方への新しいひとの流れをつくる」、「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」、「時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する」の 4 つの基本目標のもと、意欲と熱意のある地域の取組を情報、人材、財政の三つの側面から支援しています。

#### ②日本の経済情勢の変化に対応した産業振興の促進

- ◆現在、日本経済は、海外経済が緩やかに回復する中で、日本の輸出や生産は持ち直しが続き、個人消費や民間企業設備投資など国内需要も、持ち直しており、好循環が進展している緩やかな回復基調が続いています。労働市場では、景気回復の長期化によって、人手不足感が高

まっています。一方で、賃金の伸びは緩やかなものにとどまっており、消費者物価の基調は横ばいとなっており、デフレからの脱却に向けて、まだ課題が残されている状況にあります。

- ◆世界最大級のスポーツの祭典である2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催は、交通網等のインフラ整備の進展や外国人観光客の増加をはじめ、多くの分野で新たな発展や質的向上をもたらし、日本経済全体にとって多大な波及効果が期待されています。オリンピック後を見据えて、訪日外国人観光客を対象とした環境整備を推進することが重要となります。
- ◆今後の人口減少・超高齢社会の進展によって、従来の小売業や飲食業等に対する需要は低下すると考えられる一方、高齢者向けの医療・介護や生活支援サービスへの需要は着実に高まっていくと見込まれます。このような将来的な人口減少・超高齢社会の進展に伴う消費動向の変化に対応した産業振興を促進する必要があります。

### ③技術革新による社会経済環境への影響

- ◆現在「第4次産業革命<sup>4</sup>」とも呼ぶべき、IoT<sup>5</sup>、ビッグデータ<sup>6</sup>、ロボット、人工知能（AI<sup>7</sup>）等による技術革新が、従来にないスピードとインパクトで進行しています。こうした技術革新は、医療、福祉分野等の日常生活から産業活動までの広範囲に影響を及ぼし、社会経済システム全般を大きく変革する可能性があります。
- ◆この第4次産業革命は、小売業における需要予測の精緻化、農業における生産性の向上、新たな予防・健康増進サービスの創出などにつながることで期待されていますが、一方で、現在、人の行っている仕事のうち、多岐にわたるものが、ロボットや人工知能（AI）に置き換わる可能性が高いと予想されています。

### ④価値観・ライフスタイルの変化への対応

- ◆時代の変化に伴い、個人の価値観やライフスタイルは多様化し、経済的な「物の豊かさ」よりも、ゆとりや安らぎといった「こころの豊かさ」が求められるようになるとともに、集団行動や画一性・均一性を重視する従来の価値観に代わり、一人ひとりの自由な考え方や個性が尊重される社会への転換が進んでいます。
- ◆近年では、ライフスタイルは一層の多様化に伴い、ワーク・ライフ・バランス<sup>8</sup>が重視されています。一人ひとりが価値観やライフスタイルに応じた働き方や暮らし方を選択することが

---

※<sup>4</sup> 新たな産業高度化の概念。蒸気機関を第1次、電気機関を第2次、製造業の自動化を第3次の産業革命とみなし、インターネットを通じてあらゆる機器が結びつく段階を第4次産業革命と位置付けている。

※<sup>5</sup> 身の回りのあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出すこと。

※<sup>6</sup> 膨大かつ多様で複雑なデータのこと。スマートフォンを通じて個人が発する情報、購買情報、自動車の走行記録、医療機関の電子カルテなど、日々生成されるデータの集合を指し、単に膨大だけでなく非定型でリアルタイムに増加・変化する特徴を持つ。

※<sup>7</sup> コンピューターで、記憶・推論・判断・学習など、人間の知的機能を代行できるようにモデル化されたソフトウェア・システムのこと。《artificial intelligence》の略。

※<sup>8</sup> 「仕事と生活の調和」の意味で、やりがいのある仕事と充実した私生活を両立させるという考え方。

でき、誰もが尊重され、個性と能力を十分に発揮できる社会や、誰もが社会とのつながりを持ち互いに助け合う社会を実現することが必要になっています。

- ◆性別、人種、宗教、年齢などに関わらず、人の多様性を認め合う「ダイバーシティ<sup>9</sup>」の視点を持った取組みが求められています。企業の雇用、地域コミュニティでの活動においてさまざまな人が共生し暮らしていく社会づくりを進める必要があります。

## ⑤持続可能な社会づくりに向けた取組みの強化

- ◆地球環境や経済活動等に関して、我々人類の営みを持続可能なものとするため、平成 27(2015)年 9 月、国連加盟国は、平成 28(2016)年～平成 42(2030)年の 15 年間で取り組むべき内容として「持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals: SDGs)」を国連総会において全会一致で採択しました。この SDGs では、17 の目標と、それらを達成するための 169 のターゲットが設定されており、経済、社会、環境などあらゆる分野において統合的に取り組むことが求められています。
- ◆平成 27(2015)年 12 月の第 21 回気候変動枠組条約締約国会議(C O P 21)にて、平成 32(2020)年度以降の地球温暖化対策の枠組みを取り決めたパリ協定が採択されました。パリ協定<sup>10</sup>の採択を受け国は「地球温暖化対策計画」を策定し、地方自治体では、再生可能エネルギー<sup>11</sup>等の利用促進と徹底した省エネルギーの推進などの自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制に向けた取組みが求められています。

## ⑥安全で安心して暮らすためのコミュニティの再生・強化

- ◆産業構造の第 1 次、第 2 次産業から第 3 次産業への変化、「集団から個人へ」といった流れの中で、全国的に地域社会における人と人とのつながりや、支え合い・助け合いの意識の希薄化が進み、高齢者の孤独死や子育て家庭の孤立等のように、これまで顕在化していなかった現象が表面化されるなど、地域コミュニティの機能の低下が進んでいます。
- ◆一方、平成 23(2011)年 3 月に発生した東日本大震災では、多くの地域で電気・水道・ガス等のライフライン<sup>12</sup>や物資の輸送が寸断された中、避難所の運営や炊き出し、支援物資の配布等を通じ、大規模災害発生時の応急・復旧過程において、地域住民による支え合いが極めて重要な役割を担っていることを認識させられました。今後も、この時の教訓を忘れることなく、住み慣れた地域で暮らし続けるため、普段から地域住民による見守りや声掛けなど、さらなる支え合いによる地域づくりが重要になっています。

---

※<sup>9</sup> 多様な人材を積極的に活用しようという考え方。もとは、社会的マイノリティの就業機会拡大を意図して使われることが多かったが、現在は、性別や人種の違いに限らず、年齢、性格、学歴、価値観などの多様性を受け入れ、広く人材を活用することとして使用される。

※<sup>10</sup> 2020 年以降の地球温暖化の国際的枠組みを定めた協定。

※<sup>11</sup> 石油や石炭、天然ガスなどの化石エネルギーとは違い、太陽光や風力、地熱といった地球資源の一部など自然界に常に存在するエネルギーのこと。

※<sup>12</sup> 市民生活の基盤となる生命線。電気、ガス、上下水道、電話、交通、通信などの都市生活を支えるシステム（インフラストラクチャー）の総称。



- ◆人口減少・超高齢社会の進展をはじめとする社会経済情勢の変化に伴い、今後ますます個人や地域社会が抱える課題が多様化していく中、多様な主体との協働の中で、個人ごと、地域ごとのきめ細かい対応が必要になってきており、地域コミュニティが果たす役割は従来にも増して高まっています。

## ⑦地域社会を構成する多様な主体との協働による自主・自立のまちづくりの推進

- ◆総務省の「平成30年版地方財政白書（平成28年度決算）」によると、自治体の財政構造の弾力性を判断するための指標である経常収支比率<sup>13</sup>が、対前年度比1.7ポイント増の93.4%（特別区及び一部事務組合等を除く）となっており、13年連続で90%台の高止まりの状況が続いています。
- ◆地方分権改革は、住民に身近な行政課題の解決をできる限り地方（都道府県・市町村）に委ねることを基本としています。今後、地方分権改革の推進によって、国から地方、都道府県から市町村への権限移譲が進み、市町村の権限と責務がさらに拡大していくと見込まれる一方、超高齢化に伴う社会保障関係費用の増大等のために、財政構造の硬直化に拍車がかかる可能性は否めない状況にあります。財政構造の硬直化は、新たに生ずる行政需要への対応の幅を狭めることとなります。
- ◆このような状況下、将来にわたり持続可能な行政経営を推進するには、従来にも増して地域の特性や実情に応じた自主・自立のまちづくりを積極的に推進する必要があり、さまざまな分野において、行政と市民・事業者・地域活動団体等、地域社会を構成する多様な主体との協働による取組みを強化することが求められています。

---

※<sup>13</sup> 税金や地方交付税などの経常的な収入に対して、人件費や施設の維持費、福祉の経費など経常的な経費が占める割合のこと。数値が高いほど財政の硬直化が進んでいるとされる。

## (2) 伊達市の概況

### ①まちの位置・地勢

- ◆本市は、福島県中通り地方の北端に位置しており、南は川俣町、東は相馬市、飯舘村、宮城県丸森町、北は宮城県白石市、西は福島市、桑折町、国見町にそれぞれ接し、県都福島市の市街地まで約 10km の位置にあります。
- ◆市域は東西 22.3km、南北 25.0km、面積 265.1 k m<sup>2</sup>を有しており、地形は市北西部を貫流する阿武隈川の流域に広がる福島盆地に含まれる平坦地と、霊山を含む阿武隈山系の山々が連なる山間地に大別することができ、市域全体の約 65%を森林と農地が占めています。
- ◆まちの骨格を形成している主要な交通ネットワークとして、阿武隈急行線、J R 東北本線及び国道 4 路線が市域の東西南北に整備されています。また、現在、東日本大震災からの復興に向けたリーディングプロジェクト<sup>14</sup>となる復興支援道路の 1 つとして、東北中央自動車道（相馬福島道路<sup>15</sup>）の整備が進められており、福島県浜通り地域、山形県、宮城県を結ぶ県北地方の交通の要所となることから、広域的な交通アクセスの向上と新たな地域の発展が期待されています。
- ◆東北中央自動車道（相馬福島道路）の整備は、他都市との所要時間を大幅に短縮させ、広域的な地域間の連携・交流ネットワークが拡大するとともに、交通混雑の緩和や救急医療体制の整備、生活環境の改善、地域経済の活性化等、本市にとってもさまざまな面で大きな波及効果をもたらすことが大いに期待されています。

### ②まちの歩み

- ◆本市のシンボルであり、国の史跡名勝にも指定されている霊山は、今からおよそ 1,100 年前の貞観元（859）年に京都比叡山延暦寺の座主円仁（慈覚大師）が開山したと伝えられています。以来、この地に大規模な山岳寺院が形成され、約 480 年余の長い間、東北山岳仏教の拠点として隆盛を極め、南奥文化の中心地として一大文化圏が形成されました。
- ◆本市は、平安時代末期の文治 5（1189）年、常陸国の中村常陸入道念西（後の伊達氏初代朝宗）が伊達郡を拝領したことに端を発する伊達氏発祥の地です。その後、天文 17（1548）年に独眼竜の異名で知られる 17 代政宗の祖父 15 代晴宗が、本拠地を山形県米沢市に移すまでの 360 年間、梁川城、西山城（桑折町）に拠って信夫郡・伊達郡が治められました。
- ◆天正 19（1591）年には、豊臣秀吉の奥羽仕置<sup>16</sup>により、伊達政宗から伊達郡が没収され、慶長 3（1598）年から上杉景勝が支配することとなりました。その後、徳川幕藩体制に入り明治時代に至るまでの約 300 年間は領主の交替が激しく、徳川幕府の天領（直轄地）、大名領に分割統治されてきました。
- ◆明治 2（1869）年、信夫・伊達・安達の 3 郡を併合して福島県が誕生、その後の廃藩置県により現在の福島市に県庁が置かれ、今日に至る伊達市の基礎が築かれました。

※<sup>14</sup> 事業全体を進める上で核となり、先導的な役割を果たすプロジェクトのこと。

※<sup>15</sup> 福島県相馬市を起点とし、福島県伊達郡桑折町で東北自動車道に連結する総延長 45Km の高規格幹線道路（自動車専用道路）のこと。

※<sup>16</sup> 天正 18 年（1590 年）7 月から翌 19 年にかけて行われた、豊臣秀吉による東北地方に対する統治政策。

- ◆昭和 28（1953）年の町村合併促進法による合併の推進により、昭和 30（1955）年 1 月に旧壺山町、同 3 月に旧梁川町、旧保原町、旧月舘町、昭和 31（1956）年 9 月に旧伊達町が誕生した後、平成 18（2006）年 1 月 1 日にこれら 5 町が新設合併し、現在の伊達市に至っています。
- ◆このような変遷を経て誕生した伊達市は、旧 5 町それぞれが異なった資源や特性を持つ個性的な地域で構成されています。
- ◆平成 23（2011）年 3 月に発生した東日本大震災では、本市も最大震度 6 弱の揺れに見舞われ、電気・水道等のライフラインが寸断されるなど、市民生活は大きな混乱に陥りました。さらに、東京電力福島第一原子力発電所の事故により飛散した放射性物質は市内にも達し、県内外への避難や産業全般にわたる風評被害を招くなど、未だに市民生活に多大な影響を及ぼしています。

### ③人口

- ◆平成 30（2018）年 10 月 1 日現在の人口<sup>17</sup>は 60,159 人、昭和 60（1985）年の 74,626 人と比べ 19.4%（14,467 人）減少しており、特に減少率は昭和 60（1985）年から平成 2（1990）年が 0.5%（426 人減）であったのに対し、平成 22（2010）年から平成 27（2015）年では 5.5%（3,627 人減）に上昇するなど、近年、減少傾向が拡大しています。
- ◆平成 18（2006）年度から平成 29（2017）年度の人口動態<sup>18</sup>のうち、自然動態<sup>19</sup>は出生者数が平成 20（2008）年度をピークに減少傾向であるのに対し、死亡者数が平成 21（2009）年度以降、増加傾向で推移しているため、出生者数から死亡者数を差し引いた増減人口は、平成 20（2008）年度の 264 人減から平成 29（2017）年度の 502 人減と減少幅が拡大しています。一方、社会動態<sup>20</sup>も転出者数が転入者数を上回る転出超過が続いており、増減人口はいずれの年次もマイナスとなっています。
- ◆年齢 3 区分別の人口の推移をみると、次代を担う年少人口（15 歳未満）及び地域の社会経済を支える中心的な世代ともいえる生産年齢人口（15～64 歳）が減少傾向で推移しているのに対し、老年人口（65 歳以上）は一貫して増え続けています。
- ◆平成 37（2025）年には、本市でも人口構成のボリュームゾーン<sup>21</sup>を形成している「団塊の世代」のすべてが 75 歳以上に突入することで、社会保障関係費用が増大し、財政構造の硬直化と財源不足が深刻化することが懸念されます。
- ◆このため、現時点から予算・職員・施設等の限りある行政の経営資源を従来にも増して最適に配分しながら、人口構造の変化によるマイナスの影響を最小限にとどめる行政経営を計画的かつ着実に推進する必要があります。

※<sup>17</sup> 直近の国勢調査の人口を基に、毎月の住民基本台帳法による転入、転出者数および出生、死亡者数並びに外国人登録者数を加減して得た数値。

※<sup>18</sup> 自然動態と社会動態による人口数、人口構成の変化。

※<sup>19</sup> 一定期間における出生・死亡に伴う人口の動き。自然増加数＝出生数－死亡数。

※<sup>20</sup> 一定期間における転入・転出に伴う人口の動き。社会増加数＝転入数－転出数＋その他増減

※<sup>21</sup> ある幅の中で最も層の厚い（量の大きい）部分及び領域のこと。

## ④産業

### <農業>

- ◆水と緑に恵まれた自然環境のもと、本市では、それぞれの地域の特性を活かした特色ある農業が営まれています。このうち、阿武隈川流域に広がる肥沃な平地では、水稻を中心に、桃・ぶどう・りんご等の果樹や、きゅうり・いちご・にら・トマト・スナップえんどう・春菊等の野菜を中心とした農産物の生産が盛んであり、県内でも有数の生産量を誇るなど、農業は本市の地域経済を支える重要な基幹産業となっています。
- ◆農産物の価格低迷や農業従事者の高齢化が進行し、販売額の小規模な自給的農家及び兼業農家が増えるとともに、中山間地域<sup>22</sup>を中心に耕作放棄地の増加が著しい状況となっています。他方、近年は、新規に就農する方も出てきています。今後は、さらなる担い手確保と、意欲のある担い手への農地集積・集約化が課題の一つとなっています。
- ◆東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響で加工自粛が要請され、平成 25（2013）年に出荷が再開されたあんぽ柿の出荷量が震災前の 8 割の水準にまで回復するなど、農業の復興は着実に進んでいます。また、消費者庁が定期的実施する消費者意識に係る実態調査によると、平成 25（2013）年 2 月時点、放射性物質を理由に福島県産品の購入をためらう人の割合が 19.4%であったのに対して、平成 30（2018）年 2 月調査時点では、12.7%まで縮小するなど福島県産品に対する抵抗感は確実に薄らいできています。

### <工業>

- ◆本市は、江戸時代末期から昭和初期にかけ養蚕業が栄え、全国から生糸の買い付け人が訪れにぎわいました。戦後は、梁川・保原地域を中心に、全国有数の生産シェアを誇るニット（メリヤス）産業の一大産地として発展を遂げたものの、事業所の減少など厳しい状況にあります。そのようななか、永年蓄積されたニットづくりの技と研究開発により付加価値の高い製品づくりが行われています。
- ◆東北自動車道への交通アクセスの良さや東北の他都市と比較して積雪量の少なさといった恵まれた立地環境のもと、市内には 7 箇所の工業団地が整備されています。
- ◆今後、東北中央自動車道（相馬福島道路）の開通に伴う、広域的な交通利便性の向上を契機に、地域経済の活力を高めていくためには、特定の業種に特化せず、さまざまな業種のバランスのとれた企業立地を促進し、日本経済を取り巻く環境や市場の変化に対しても強みを持つ産業構造の構築を目指す必要があります。

### <商業・観光>

- ◆本市の商業は、かつての旧 5 町に形成されてきた商店街を中心に活況を呈していたものの、全国的な傾向と同様に、人々の日常生活における自動車利用が進み、日々の買い物の行動範囲が大きく広がり、消費者の選択肢が格段に拡大したことなどを背景に、既存の商店街は年々衰退傾向にあり、空き店舗が増加しています。

※<sup>22</sup> 都市や平地以外の中間及び山間農業地域などをさす。山林や傾斜地が多く生産条件は不利であるが、その豊かな自然は景観や環境保全などの公益的機能を果たしており、また、暮らしに根ざした伝統・文化が息づく地域でもある。

- ◆商店街は、買い物を通じて近隣住民が集い、交流する地域コミュニティの場であるほか、近年は子育て支援や自動車を運転できない高齢者の買い物支援等、地域課題に対応するための受け皿としての役割を果たすことが期待されています。このため、個々の商店街利用者の特徴やニーズを踏まえつつ、その再生・活用に向け、地域に密着した取組みを促進する必要があります。
- ◆市内には、国の史跡名勝にも指定されている本市のシンボルである霊山をはじめ、長い歴史と風土に培われてきた四季折々の豊かな自然環境や歴史的文化的遺産等の観光資源が数多く分布しています。
- ◆平成 30（2018）年 3 月、東北中央自動車道（相馬福島道路）霊山 IC の供用が開始されるとともに、道の駅が営業を開始し、本市に多くの人々を呼び込む基点としての役割が期待されています。今後、道の駅を核とした周遊ルートの開発や観光資源の質的な向上などにより市内各地への誘客の取組みを促進する必要があります。
- ◆市外から多くの人々と消費を引き込み、経済活性化に結び付けるためには、地元農産物を含めた多彩な地域資源をさらに磨き上げ、付加価値を高めるとともに、その魅力を広く情報発信することで本市のブランド力を高め、他都市との人的・物的交流の促進や地場製品の消費拡大を図る必要があります。

## ⑤行財政

- ◆本市は、歳入の多くを地方交付税等の依存財源に頼っています。現在、復興事業については国からの各種交付金や震災復興特別交付税<sup>23</sup>の措置がなされているものの、今後は、合併特例期間<sup>24</sup>の終了により平成 28（2016）年度から地方交付税が段階的に削減され、現在の財政シミュレーションにおいては、平成 35（2023）年度には財政調整基金<sup>25</sup>が底をつくと思込まれています。
- ◆さらに、少子高齢社会の進展に伴う子育て支援・人口減少対策や福祉・介護分野における行政需要の増大、既存の公共施設の老朽化対策等、多様化する地域課題に対応するため、今後、歳出の増加要因がより一層拡大すると見込まれます。
- ◆このような状況下、本市が将来にわたり持続可能な行政経営を堅持するためには、長期的な将来を見据えた中で、選択と集中のもと、さらに徹底した行財政改革に取組み、財源の確保や予算の重点化等を積極的に推進する必要があります。

### **（3）今後のまちづくりに向けた重点課題**

まちづくりを取り巻く社会経済動向の変化や、本市の強み・弱みの特徴を十分に踏まえつつ、多くの人々が「伊達市に住み、働き、学ぶ」、そして訪れる、「誇れるまち・選ばれるまち・選ばれ続けるまち」の実現に向け、まちの可能性を最大限に引き出し、次代に誇りと自信を持って継承でき

※<sup>23</sup> 東日本大震災に係る復興事業の実施のため、特別の財政需要に対応することを目的として、通常の特例交付税とは別枠で交付される特別交付税。

※<sup>24</sup> 合併後の市町村の状態で算定した普通交付税額が合併前の市町村それぞれ別々に存在するものとみなして算定した普通交付税額の合算額を下回らないように算定する特例期間のことで、合併後 10 年間。

※<sup>25</sup> 地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するために積み立てておく資金。

る本市の確立に向けたまちづくりの重点課題を次のとおり設定します。

### 【重点課題1】安全な暮らしを確保し、協働による持続可能な行政経営の推進

多様化する地域課題に的確に対応するためには、行政だけでなく、市民、NPO<sup>26</sup>、企業等が積極的に公共的な財・サービスの提供主体となり、身近な分野において、共助の精神で活動する「新しい公共<sup>27</sup>」の担い手の育成と、自助・共助・公助の役割分担の意識高揚により、市民との協働によるまちづくりを推進する必要があります。

東日本大震災の教訓から「安全・安心」の重要性を再認識させられたことを踏まえ、災害発生時に迅速かつ的確に対応できる体制の確立が求められています。

少子高齢社会や地方分権の進展等で行政需要が高まる中、行政サービスを提供する既存の仕組みを見直し、より効率的で持続可能な行政経営を推進する必要があります。

### 【重点課題2】子育て環境の充実と子どもの健やかな育ちを支える社会の実現

多くの人々が次代のまちづくりを担う子どもたちを安心して産み育てられるよう、地域ぐるみで出産や子育てをあたたく見守り・支える環境を充実させる必要があります。

子どもたちが自然や地域社会との関わりを通して、心豊かな人間性とふるさとを愛する心をしっかり身に付けられるよう、教育の質向上に取り組む必要があります。

### 【重点課題3】伊達ブランドの復興と高付加価値化による産業競争力の強化

東北中央自動車道（相馬福島道路）の整備に伴う交通利便性の向上による商業圏の拡大等の効果を活かし、地域経済の活力を維持・増進していく必要があります。

産業構造の変化や多様化する消費者ニーズを踏まえ、既存の産業集積や地場産品の情報発信・販路拡大等を推進し、他都市との地域間競争に対応できるたくましい産業の創出が求められています。

伊達ならではの先人から大切に受け継がれてきた多彩な地域資源を磨き上げ、伊達ブランド<sup>28</sup>の魅力を広く情報発信することで、市外からより多くの来訪者や消費者を呼び込む産業競争力の強化を図る必要があります。

### 【重点課題4】誰もがいつまでも安心して健やかに暮らせるまちづくりの推進

子どもから高齢者に至るまで、誰もが障がいの有無等に関わらず、住み慣れた地域の中でいつまでも心豊かに安心して暮らせるよう、地域全体で支え合うまちづくりを推進する必要があります。

誰もが生涯にわたり心身ともに健やかな毎日を送ることができるよう、一人ひとりのライフステージ（年代）<sup>29</sup>に合わせた健康づくりを推進する必要があります。

### 【重点課題5】快適でゆとりとうるおいに満ちた生活空間の創出

※<sup>26</sup> NonProfit Organization 又は Not for Profit Organization の略称で、さまざまな社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称。

※<sup>27</sup> 行政が公共サービスを一元的に担うのではなく、企業やNPO、市民活動団体など、さまざまな主体と協働して、教育や子育て、まちづくり、防犯や防災、福祉などの公共サービスを行うこと。

※<sup>28</sup> 伊達という言葉から消費者等が抱いている商品やサービスなど、他のものと区別するための名称、記号、シンボル、デザインあるいはそれらを組み合わせたもののこと。

※<sup>29</sup> 人の一生を乳幼児期・児童期・青年期・壮年期・高年期などに分けた、それぞれの段階。

市民一人ひとりが環境問題を身近な問題としてとらえ、日々の暮らしや事業活動において環境にやさしい取組みを行う必要があります。

人やモノの交流による活性化のため、東北中央自動車道（相馬福島道路）と連携した道路網や公共交通網等のネットワーク機能の向上を図る必要があります。

住み慣れた土地での安全・安心な暮らしを確保するためには、持続可能なインフラ整備を図る必要があります、道路橋梁等の長寿命化等の効率的な取組みと、良好な居住環境の形成や安定した水環境の保全を図る必要があります。

## **【重点課題6】安全を安心へとつなげる放射能対策**

東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により、放射能対策は緊急で最大の課題になりました。除染、ガラスバッジ<sup>30</sup>、ホールボディカウンタ<sup>31</sup>等の対策により、放射能の不安は少しずつ和らいできました。

これまでに放射線のレベルは、事故直後に比べ大幅に低減しており、放射線への正しい理解も広がりました。しかし、未だ避難を継続されている方がおり、安全が安心には至っておらず、さらなる安心対策に努める必要があります。

※<sup>30</sup> 使用者が一定期間携帯し、使用者が受けた外部被ばくの放射線の量を測定する機材。

※<sup>31</sup> 食事等によって体内に取り込まれた放射性物質から体外へ放射される $\gamma$ （ガンマ）線を測定する装置。





## Ⅱ 基本構想

### 1 将来都市像

平成 23（2011）年 3 月に発生した東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故から 8 年が経過しました。本市は、事故直後の混乱した時期にあって、放射能による影響や風評被害等の対応にいち早く先駆的に取り組み、成果を挙げてきました。一方で、放射能不安は解消されていないことから、今後も対策を継続します。

また、人口減少と少子高齢化が進む中、身体面の健康だけではなく、人々が生きがいを感じ、安心安全で豊かな生活を送れるまち「健幸<sup>32</sup>」なまちづくりを推進し、安心して子育てができ、高齢になっても地域で元気に暮らせる社会を実現します。

さらに、市民一人ひとりの知恵と力や地域固有の多彩な地域資源等、伊達ならではの有形・無形のまちの「個性」を最大限に活用しながら、さまざまな分野において「伊達市に住み、働き、学ぶ」まちを、わたしたちの総力を結集し創り上げていきます。

このことにより、多くの人々から「誇れるまち・選ばれるまち・選ばれ続けるまち」として着実な再生・発展を遂げることを目指すとともに、次代を担う子どもたちに、誇りと自信を持ってつなぐ心のよりどころとして、活力と希望に満ちあふれた故郷（ふるさと）を創造していきます。

—わたしたちで実現を目指す伊達市の将来都市像—

**健幸と個性が創る 活力と希望あふれる故郷**  
ふるさと  
**伊達市**

※<sup>32</sup> 市民が健康で幸せに生活することのできる状態。本市では、平成 23 年に健幸都市宣言を行うとともに平成 25 年には健幸都市基本条例を制定し、健康を機軸とした健幸なまちづくりを推進している。

## 2 まちづくりの基本理念

伊達市第2次総合計画では、将来都市像の実現に向けすべての分野に共通するまちづくりの基本的な考え方を「まちづくりの基本理念」として、次のとおり設定します。

### 【基本理念1】地域が人を育て、人が地域を育てるまち

社会経済情勢の変化等に伴い、今後ますます多様化していくと見込まれる地域社会が抱える課題に、迅速かつ的確に対応できるまちづくりを目指します。

このため、さまざまな分野において、行政と市民・事業者・地域活動団体等との連携・協働による取組みをさらに強化することが必要となります。

これにより、本市の魅力や可能性を最大限に引き出しながら、地域が人を育て、人が地域を育てる、「市民が主役のまちづくり」を推進します。

### 【基本理念2】伊達市らしさを大切に守り人が輝くまち

人口減少社会の到来により、今後さらに激しさを増すと見込まれる地域間競争において、多くの人々から「誇れるまち・選ばれるまち・選ばれ続けるまち」として強く支持されるまちづくりを目指します。

このため、豊かな自然環境と長い歴史の中で培われてきた、各地域の多彩な魅力や特徴等を大切に守り活かしながら、市民が地域に誇りや愛着を持ち、地域の個性を育み、心豊かでいきいきと活躍できる「人が輝くまちづくり」を推進します。

### 【基本理念3】新たな人材や価値を生み出す創造のまち

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故は、本市の持っている魅力を著しく低下させることとなりました。わたしたちは放射能を克服し、地域力<sup>33</sup>を内外に発信し、伊達市に住むことを誇りに思うまちづくりを目指します。

このため、本市を継承し、さらなる発展を遂げられるよう、誰もが主役となれる人材の育成に取り組むとともに、みんなが誇れる高い価値を持った伊達ブランドを生み出す「創造のまちづくり」を推進します。

※<sup>33</sup> 地域社会の問題について市民や企業をはじめとした地域の構成員が、自らその問題の所在を認識し、自律的かつ、その他の主体との協働を図りながら、地域問題の解決や地域としての価値を創造していくための力のこと。

### 3 まちづくりの政策

将来都市像の実現に向け、本市のまちづくりの骨格をなす主たる分野ごとに、今後どのようなまちを目指すのかを「まちづくりの政策」として、次のとおり掲げます。

この場合、超高齢社会の到来と急速に進む人口減少は、本市においても極めて重要な問題であり、迅速かつ実効性を伴った対応が求められています。「人口減少が地域社会の縮小を呼び、地域経済の縮小が人口減少を加速させる」という負の連鎖を断ち切るためには、従来にも増して地域の個性を最大限に活かしながら、人口減少の抑制と地方創生という課題の解決に向け、従来の枠組みにとられない重点的かつ分野横断的な政策展開が必要といえます。

このような基本認識のもと、本市では、平成 28（2016）年 1 月に「伊達な地域創生戦略 ～「せっかくどうも」が地域の合言葉～」（以下「総合戦略」という。）を策定しています。

#### 【政策 1】ともに紡ぐ協働のまちづくり

「自分たちのまちは、自分たちでより良くする」という自主・自立の考えのもとに、地域コミュニティを構成する多様な主体が、責任と役割を認識し、自助・共助・公助を適切に組み合わせ、相互の連携と協力による協働のまちづくりを推進します。また、男女が共に輝き支え合う男女共同参画を推進し、職場や地域社会における女性の活躍を支援します。

防災力の向上や犯罪及び事故を未然に防止するための取組みを強化し、市民が安全・安心に暮らせるまちづくりを目指します。

協働による計画的なまちづくりを進めるため、効果的な組織体制や人材育成等を図り、限りある行政の経営資源をより一層効率的に活用し、行財政の経営基盤がより強固で安定したまちづくりを目指します。

#### 【政策 2】豊かな心を育むまちづくり

安心して子どもを産み育てることができ、子どもたちも健やかで安心して過ごせる地域社会での見守り・支える環境を充実させるとともに、基本的な生活習慣など人間形成の基礎を培い、成長できる就学前教育・保育環境の充実を図ります。

子どもたちが、変化の激しいこれからの社会に柔軟に対応して生き抜くために、確かな学力と豊かな人間性、健やかな体の「生きる力<sup>34</sup>」をバランス良く育み、身につけることができるよう、子どもの育ちを総合的に捉えた学校教育を推進します。

市民の誰もが生涯を通じて学び続け、日常生活の中でスポーツや芸術文化活動に親しむことができるよう、学習の機会や情報の提供等を通じ自主的な活動を支援するとともに、学んだ成果を活かすことができる環境の整備に努めます。また、大切に受け継がれてきた貴重な文化遺産の発掘・保護・保存・活用を図り、市民一人ひとりがふるさとに強い誇りと愛着を持てるまちを目指します。

※<sup>34</sup> 変化の激しいこれからの社会を生きる子ども達に身につけさせたい、「確かな学力（知）」、「豊かな人間性（徳）」、「たくましく生きるための健康・体力（体）」の 3 つの要素からなる力。

### 【政策3】地域の魅力が輝くまちづくり

豊かな自然の恵みと肥沃な大地によって生まれ、県内有数の産地である果樹・野菜等の地場産品について広く情報発信しながら、その振興・発展を図るとともに、相馬福島道路の整備に伴う商圏の拡大を最大限に活かし、企業の経営基盤の強化・安定化等を促進します。

長い歴史の中で培われた伝統的な文化や風土、豊富な地域資源を磨き上げ、伊達ブランドの魅力を高めます。また、農業・商業・工業、そして観光の連携を軸に、雇用の創出と地域経済の振興を図ります。

各産業の連携の中から新たな産業の創出を図り、たくましい産業を育成することで、市内外における交流を促進し、地域の魅力が輝くまちを目指します。

### 【政策4】こころ寄り添う健やかなまちづくり

少子高齢社会の進展や地域の連携の希薄化など、さまざまな課題が山積する中、安心して暮らせる環境と幸せな生活を実現するため、福祉サービスの充実と社会福祉活動の組織強化を図り、地域全体で支え合う福祉のまちづくりを目指します。

障がい者や生活困窮者も地域社会の一員としてともに生き、暮らせる社会を目指して、ボランティア活動の推進、社会福祉基盤の整備、個々の自立した生活のサポート体制を強化します。

高齢者が要介護状態になっても、住み慣れた地域や住まいで、自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域包括ケアシステム<sup>35</sup>を構築し、今後ますます増加が見込まれる認知症高齢者の総合的な生活支援体制の充実を図ります。

生活習慣病予防の推進、気軽に運動ができる環境づくり、栄養と食生活の改善など、市民が健康で心豊かに生活できるまちづくりを推進します。

### 【政策5】自然と調和し快適で住みよいまちづくり

市民、事業者及び行政が協力し合って、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を目指し、省エネルギーやごみの減量等に取り組み、自然と共生する環境にやさしいまちづくりを推進します。

市の活性化に向けた地域間の交流や連携を促進するため、道路・交通環境の整備に取り組むとともに、超高齢社会に対応した公共交通システム<sup>36</sup>の充実を図ります。

良好な街並みの形成や身近な緑・水辺とのふれあいの場の形成等により、うるおいのあるまちづくりを目指します。

生活に必要な水道水を安定的に供給するための財政基盤を確立するとともに、生活排水を適正に処理し、将来にわたって安定した水サービスの提供を目指します。

これらの生活基盤の整備により、市民が永く住み続けることができるまちづくりを目指します。

※<sup>35</sup> 地域の実情に応じて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制のこと。

※<sup>36</sup> 鉄道、路線バス、デマンドタクシー等、各種公共交通機関を複合的かつ有機的に組み合わせ域内の輸送を支える体制。

## 4 まちづくりの特別対策（放射能を克服するまち）

東京電力福島第一原子力発電所の事故後、放射能対策は喫緊の課題でありましたが、さまざまな対策の実施効果と知見の積上げにより、不安は払拭されつつあります。

しかし、放射線量が事故前の数値に戻るまでには数十年の期間を要します。そのため、放射線によるリスクを正しく理解したうえで、放射能と向き合いながら生活を送ることを前提とした取り組みが必要になります。

原発事故から8年が経過した現在、放射線は確実に低減し、科学的には安全なレベルになってきています。しかし、一部においては安全が安心には至っておらず、避難を継続されている方や風評被害もあります。今後も、放射能・放射線に対する正しい理解をさらに深めるため、情報の提供と放射線教育等の放射能に対する対策を総合的、かつ機動的に展開し、安心を取り戻し、震災をきっかけに地域力を高め、放射能を克服するための対策を展開します。

一方では、原発事故を契機として、子どもの遊びや運動の重要性が再認識されました。子育てにおける親と子の関わりや地域の役割の大切さなど、子どもを取り巻く環境だけでなく、地域づくりなどでも見過ごされてきたことがあることに改めて気づかされました。その気づきから新たな事業展開を推進します。

震災と原発事故によるピンチは、行政と市民の連携を強化し、一丸となって克服していこうとする機運を醸成するなど、市政運営において新しい可能性をも示してくれました。今後これらをむしろチャンスと捉え、5つの政策と連動しながら、地域の誇りと自信を取り戻し、新たな伊達市の魅力と価値を創出、発信していきます。

---

## 第2章

### 基本計画（案）

---

### Ⅲ 基本計画の概要

#### 1 基本計画の位置づけ

基本計画は、「伊達市に住み、働き、学ぶ」わたしたちで目指す「まちのあるべき姿（基本構想）」の実現に向け、5つの政策と特別対策の下に位置づける個別の行政分野ごとに、まちづくりの目標やその実現に向けた施策及び基本的取組み（基本事業）等を掲げ、今後、具体的な事業を推進していくための指針となるものです。

#### 2 基本計画の計画期間

目まぐるしく変化を続ける社会経済情勢や、まちづくりに対する市民ニーズの変化、国・県の動向等、さまざまな変化に柔軟に対応するため、基本計画（後期）の計画期間は平成 31（2019）年度から平成 34（2022）年度までの4年間とします。

#### 3 基本計画の構成

##### （1）計画策定にあたっての前提

今後の本市のまちづくりのあり方を明らかにするための前提として、基本構想の目標年次である平成 34（2022）年度における人口推計及び土地利用の基本方針（土地利用構想）を示しています。

##### （2）まちづくりの施策（施策の体系）

「ともに紡ぐ協働のまちづくり」から「自然と調和し快適で住みよいまちづくり」、さらに特別対策としての「放射能を克服するまち」まで、5つの政策と特別対策についてその実現に向け骨格となるまちづくりの方針（施策）を体系化して示します。

##### （3）分野別計画

基本構想に示した5つの政策と特別対策ごとに、その下に位置付けたまちづくりの施策の具現化に向けた基本的取組み（基本事業）や、計画策定後、基本的取組みの推進による成果を定期的に測定し、計画の進行管理と目標の達成状況に応じ必要な改善・改革を継続的に実践するための成果指標<sup>37</sup>等を示しています。

※<sup>37</sup> 行政活動に関する評価指標の一つ。行政活動の成果（政策の成果）を測る指標。主に市民の観点からとらえた具体的な効果や効用が基準となる。

## IV 計画策定にあたっての前提

### 1 推計人口

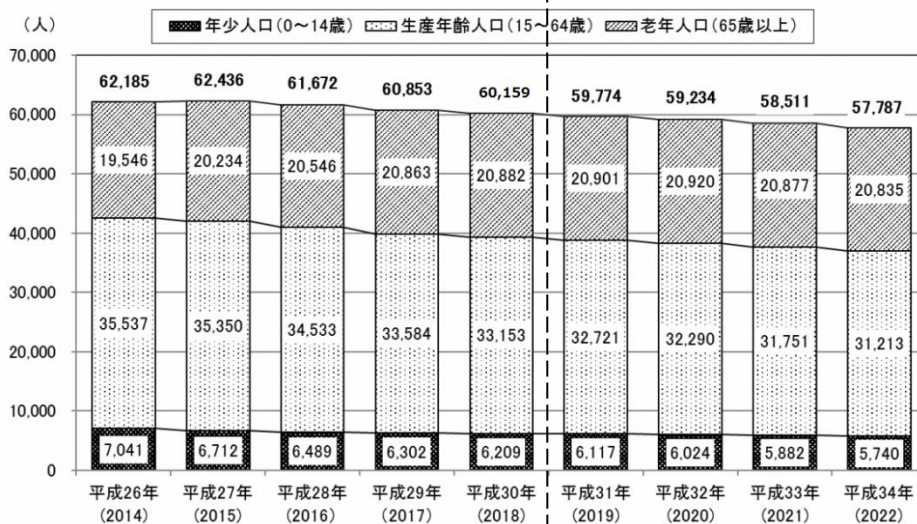
近い将来、日本全体の人口が本格的な減少局面に移行すると予測されている中、本市においても今後さらに人口減少と少子高齢化が進展する可能性は否めません。

総合戦略では、平成 22（2010）年 10 月 1 日現在の国勢調査人口に基づき、出生率及び純移動率が現状のまま推移した場合、平成 32（2020）年の人口が 59,234 人になると推定しています。総合戦略の推計を踏まえて算出した結果、基本構想の目標年次である平成 34（2022）年における人口は、平成 26（2014）年の 62,185 人と比べ 7.1%（4,398 人）減少の 57,787 人になると予測されます。

年齢階層別人口を平成 26（2014）年（実績値）と比較すると、平成 34（2022）年の人口に占める年少人口の割合は、（0～14 歳）は 11.3%から 9.9%、生産年齢人口の割合（15～64 歳）の割合は 57.1%から 54%にそれぞれ減少し、老年人口（65 歳以上）は 31.4%から 36.1%に増加すると予測されており、このままの状況で推移した場合、少子高齢化に拍車がかかることが懸念されます。

基本計画では、将来都市像に掲げた「**健幸と個性が創る 活力と希望あふれる故郷（ふるさと）伊達市**」の実現に向けたまちづくりを着実に推進することで、将来的な人口構造の変化によるマイナスの影響を最小限にとどめることを目指していきます。

図表 17 将来人口の推計結果  
実績値 ← → 推計値



※出典

平成 26（2014）年～平成 30（2018）年：国勢調査に基づく現住人口

平成 31（2019）年～平成 34（2022）年：総合戦略に基づき、推計値を算定



## 2 土地利用構想

土地は、人々のさまざまな活動を支える共通の基盤であるとともに、水と緑の豊かな自然環境や優れた歴史文化に恵まれた「伊達市らしさ」を大切に守り・育むとともに、活力を創出する貴重な資源です。

基本計画では、各地域の可能性を最大限に引き出しながら、個性と魅力にあふれたまちづくりを一体的に推進するとともに、震災からの復興・再生、そして発展をけん引する効果的な土地利用の促進を図ります。

このため、本市では、平成 28（2016）年 3 月に「伊達市都市計画マスタープラン」を策定し、今後の土地利用の基本方針を次のとおり掲げました。

### <基本方針>

～豊かで美しい自然と共生し、地域の特性に応じたコンパクトな都市づくりと

計画的な土地利用を進めます～

- 伊達、梁川、保原、霊山、月舘の 5 つの地域がこれまで培ってきた産業や生活文化などの既存ストックを有効に活かしながら、良好な自然環境や地域農業と共生し、住宅地、商業業務地、工業地等の都市的機能がバランス良く配置された計画的な土地利用の形成を図ります。
- 東北中央自動車道（相馬福島道路）IC 整備の整備効果を最大限に活かし、都市機能の計画的な誘導、土地利用の適正な誘導を図り、多様な拠点、まちや郷が有機的に結ばれる「多核ネットワーク型都市構造」の構築を図ります。また、IC 周辺については、整備効果を最大限に活かし、健康医療機能をはじめ、産業、居住、観光レクリエーション、交流文化など多様な都市機能の誘導を図り、活力ある地域づくりを図ります。
- 安全で健康な市民生活を支える良好な都市環境の形成を図ります。

まちづくりの政策の実現に向け、骨格となるまちづくりの施策を以下のとおり掲げます。

## 【政策1】ともに紡ぐ協働のまちづくり

### 施策1-1 地域の個性を活かしたまちづくりの推進

地域の特性を活かした個性的なまちづくりや地域固有の問題・課題への対応等、地域に根ざした自主・自立のまちづくりを積極的に推進するため、行政と市民・事業者・地域活動団体等、地域社会を構成する多様な主体との協働を支える仕組みを強化します。

### 施策1-2 生活安全体制の強化

災害から市民の生命と財産を守るため、迅速な初動活動や復旧活動を展開できるよう、ハード・ソフトの両面から消防・防災体制を強化します。また、犯罪や交通事故のない安全で安心なまちをつくるため、市内のあらゆる団体等との連携・協働のもと、地域ぐるみで見守り・支え合う安全対策の充実を図ります。

### 施策1-3 持続可能な行政経営の推進

本市の成長・発展に必要な施策・事業を推進するに足る持続可能な財政運営を堅持するため、限りある行政の経営資源をより効率的に配分します。自主財源等の確保に努めるとともに、事業の適切な進捗管理を行いながら、総合戦略を含む各分野事業計画との横断的な連携を図りながら計画的なまちづくりを推進します。また、多くの市民が自ら進んで市政やまちづくりに参画できるよう、広報・広聴活動を強化します。

## 【政策2】豊かな心を育むまちづくり

### 施策2-1 子どもの健やかな育ちと子育て支援の充実

安心して子どもを産み、地域の中で子育てする喜びを実感できるとともに、次代を担う子どもたちが心身ともに健やかに成長できるようにするため、ハード・ソフトの両面から、地域社会全体で子育て・子育てをしっかりと見守り・支える環境づくりを推進します。

### 施策2-2 「生きる力」を育む学校教育の充実

子どもたちが知・徳・体をバランスよく身に付け、社会に貢献する自立した人間としてたくましく成長できるようにするため、確かな学力と豊かな心、健やかな体を兼ね備えた「生きる力」を育むため、家庭・地域との連携のもと、教育環境の充実を図ります。

### 施策2-3 心を育む生涯学習の推進

市民一人ひとりが生涯にわたってさまざまな学習・スポーツ活動に取組み、心豊かに生きがいを持って充実した毎日を送ることができるようにするため、地域自治組織<sup>38</sup>等関係団体と連携し、ライフステージ（年代）に応じた多様な活動機会を提供します。

### 施策2-4 文化財の保護と芸術文化の振興

ふるさとを愛する心を育み、地域の一体感や誇りの醸成にも結び付くよう、先人たちから大切に引き継がれてきた地域固有の有形・無形の貴重な歴史・文化遺産を守り、育て、活かし、次代に継承するとともに、市民が芸術文化に親しみ、活動に取り組むことができる機会の充実を図ります。

※<sup>38</sup> 小学校区を基本単位として、多くの住民の参加の下に、民主的運営と透明性が確保され、まちづくりの主体として、地域の課題を共有し、住みよいまちづくりに向けて継続的及び計画的に地域づくりを進める組織のこと。

## 【政策3】地域の魅力が輝くまちづくり

### 施策3-1 農林業の振興と担い手の育成

本市の基幹産業として農林業の魅力と可能性を最大限に引き出し、担い手の一人ひとりが夢と希望を抱きながら、地域経済をけん引し続ける持続可能な農林業を構築するため、生産基盤の機能向上や安定的かつ高収益な農林業経営を展開できる人材の育成を図るとともに、ブランド化と販路拡大に努め、消費者から強く支持される産地づくりを推進します。

### 施策3-2 地域活力を生み出す商工業の振興

経営基盤の安定と強化のため事業者が進める多様な事業展開や新たな事業機会の創出、空き店舗活用による商業活動を支援することを通じて商店街の活性化を図ります。

東北中央自動車道（相馬福島道路）の開通に伴う広域的な交通利便性の向上や商業圏の拡大など、その効果を最大限に活用し、積極的な企業誘致の推進により雇用の場を確保するとともに、市外への経済の流出をできる限り抑制しながら、働く意欲を持つ全ての市民が個性と能力に応じて、安心して働き、豊かな生活が送れる環境づくりを推進します。

### 施策3-3 集客資源の創出と充実

豊かな自然や優れた伝統文化、地場産品など、長い歴史の中で培われてきた伊達ならではの多彩な集客資源の付加価値を最大限に高め、その魅力を広く積極的に情報発信するとともに、本市の新たな価値を提案するオリジナルアニメ「政宗ダテニクル」など、さまざまな取組みを通して、ブランド力の向上とインバウンド<sup>39</sup>を含めた観光誘客による消費の拡大を図ります。

有志の観光ボランティア団体など多様な主体による、観光客のおもてなし体制の充実を支援します。

※<sup>39</sup> インバウンド（Inbound）とは、外国人が訪れてくる旅行のこと。日本へのインバウンドを訪日外国人旅行または訪日旅行という。

## 【政策4】 ころ寄り添う健やかなまちづくり

### 施策4-1 ともに支え合う福祉の充実

全ての人が、お互いの人権を尊重し合いながら、住み慣れた地域の中で安心して暮らすことができるよう、それぞれの実情に応じた適切な支援体制を整備し、分かりやすい情報発信を行います。

自助・共助・公助を適切に組み合わせながら、共生の実現に向けて支援が必要な人たちを地域社会全体で支えます。

### 施策4-2 生涯元気なまちづくりの推進

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、生きがいを感じながら、安心して暮らしていくために、高齢者本人の自助努力に加え、住まい・医療・介護・予防・生活支援など、多職種の連携による在宅医療と介護サービスを一体的に提供する「地域包括ケアシステム」をさらに推進し、高齢者を地域全体で支える体制を整備します。

高齢者が地域社会の一員として、充実した生活を過ごせるよう、培ってきた知識、経験、技術を活かした地域貢献活動や、多様な場への社会参加を支援します。

### 施策4-3 健康づくりの推進

子どもから高齢者に至るまで、誰もが生涯を通じ安心して心身ともに健やかに暮らすため、市民の習慣的な健康づくりの取組みを支援します。また、市民が自らの健康状態を適切に把握することができるよう健診の受診を促進します。さらに、休日や夜間であっても適切な医療サービスを、必要な時に安心して受けられるよう体制の整備を行います。

すべての妊婦が安心して出産に臨むことができ、子どもが健やかにすくすくと成長できるように、妊娠期から子どもの健やかな成長・発達のため切れ目ない支援を推進します。

## 【政策5】自然と調和し快適で住みよいまちづくり

### 施策5-1 快適な生活環境の形成

“ふるさと伊達市”への誇りと愛着を育み、地域の個性ある文化を支える豊かな自然環境を、地域ぐるみで守り、育て、活かすとともに、地域社会の責任と役割に応じた地球環境にやさしい取組みを推進します。

### 施策5-2 市民生活を支える交通網の充実

東北中央自動車道（相馬福島道路）の整備進捗に合わせた波及効果が最大限に発揮されるよう、市内各地域からインターチェンジへアクセスする幹線道路等の機能の向上を図ります。

日常生活上の安全性や利便性を確保するため緊急度・重要度に応じた市道・橋梁の計画的な整備と効率的な維持管理に努めます。また、市民や市外からの来訪者にとって利用しやすい公共交通体系の確立を図ります。

### 施策5-3 快適で便利な居住空間の創出

市民が快適で健康的に暮らすことができる良好な居住空間を形成するため、既存住宅の耐震化や良好な街並みの保全・形成を図るとともに、住環境の整備支援を推進します。また、気軽に緑に親しむことができる憩いの場を総合的に展開します。

### 施策5-4 安全・安心な水環境の形成

安全で良質な水道水の安定供給や適正な汚水処理の推進を通じ、快適な暮らしをしっかりと支えながら、将来的な人口構造の変化に対応した、上水道や公共下水道の整備、老朽化した上下水道施設の更新等を計画的かつ効率的に推進します。あわせて、将来にわたって安定した事業運営を継続していくための技術の承継、経営の改善に取り組みます。

## Ⅵ 分野別のまちづくり計画

### 【政策1】ともに紡ぐ協働のまちづくり

#### 施策1-1 地域の個性を活かしたまちづくりの推進

##### 【施策の目的】

対象	市民、地域自治組織、町内会、NPO、ボランティア団体、企業
意図	多くの人々がさまざまな市民活動に主体的に関わり、協働によって自立した魅力あるまちづくりを推進する

##### 【現状と課題】

- 少子高齢社会の急速な進行をはじめとする社会経済情勢の変化等に伴い、本市においても、地域社会が抱える課題は一層多様化しています。このような状況下、行政が公共サービスを一元的に担うのではなく、市民と行政が協働する「新しい公共」の担い手を育成するとともに、地域においても自助・共助・公助の役割分担が重要になっています。
- 本市では、平成22(2010)年3月に協働を推進するために「伊達市協働のまちづくり指針」を策定し、各種団体や企業を含めた市民との協働によるまちづくりに取り組んできました。平成26(2014)年度には、地域課題の解決とまちづくりの推進を目的として、各地域において地域自治組織の設置に向けた支援を開始するとともに、その組織化に先立ち、各地域の公民館をその活動拠点とするため、公民館の交流館<sup>40</sup>への移行を行いました。平成27(2015)年度からは、多くの地域自治組織が活動を開始し、28組織にまで至っています。今後は、地域自治組織の機能を一層充実し、その活動を広げていく必要があります。
- 家庭、職場及び地域において、男女が共に輝き支え合い、その個性と能力が発揮できる男女共同参画社会の実現に向け、平成28(2016)年3月「伊達市男女共同参画推進条例」を制定し、平成30(2018)年5月「伊達市男女共同参画プラン」の改訂を行いました。
- 平成28(2016)年8月アメリカ合衆国リヴィア市と国際姉妹都市協定を締結し、海外相互交流を行っています。国内では、平成23(2011)年10月北海道松前町と姉妹都市協定を、平成26(2014)年11月滋賀県草津市、平成29(2017)年8月長野県南牧村、同年10月千葉県白井市と友好交流協定を締結し、小中学生による交流事業をはじめお互いのイベント等に参加しています。異なる文化・環境を有する自治体との交流は、本市の魅力の再発見・課題の再認識にもつながり、さまざまな団体との新しい交流に発展する機会となるため、このような「縁」を大事にしていく必要があります。

※<sup>40</sup> 市民の地域交流を促進し、市民の生活文化の向上と市民福祉の増進及び地域の主体的な地域づくり活動を支援するための施設。

○人口減少により、空き地や空き家等が増加すると想定されています。市街地において、人口の低密度化が進むことによる「都市のスポンジ化<sup>41</sup>」と呼ばれる現象や各地区における都市の線状化<sup>42</sup>が発生し、これが進むと商業等の生活サービス施設、コミュニティ活動及び公共交通の維持にも支障をきたすことが想定されています。空き地や空き家の利活用は、単に財産としての社会的効用の維持にとどまらず、住宅を巡る都市機能の維持にもつながることから、その対策を促進していく必要があります。

## 【基本事業の体系及び内容】

### 施策1-1 地域の個性を活かしたまちづくりの推進

#### 基本事業1 市民協働の推進

#### 基本事業2 地域自治の推進

#### 基本事業3 多様な交流の推進

### ◆基本事業1：市民協働の推進

#### 【目的】

市民と行政が良好なパートナーとしてお互いの特性を活かしながら、全ての人がその個性と能力を十分に発揮することができるよう役割を適切に分担し合い、地域課題の解決に向け共に考え、共に行動し、より良い地域づくりを推進します。

#### 【手段】

- ◆地域課題を共有し、問題解決に向けて地域自治組織やNPO等と行政が互いに役割を担い合い、支援が必要な市民と支援を提供できる市民をつなぐ「共助」の仕組みを整備し、地域の特性や魅力を活用するまちづくりを推進します。
- ◆NPOや地域自治組織など各種団体との協働を促進するため、伊達市市民活動支援センター<sup>43</sup>における相談体制と情報収集発信機能の強化を図ります。
- ◆家庭や学校、職場などにおける男女共同参画に向けた意識の啓発と情報の提供、学習の場の提供に努めます。

#### 【基本事業の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の算出方法又は出典元	現状値	目標値
				H34(2022)年度
NPO、市民活動団体、ボランティア団体の数	団体	社会福祉協議会、市民活動支援センターが把握している活動団体の数	77 (H29(2017)年度)	85
審議会等の女性の登用割合	%	地方自治法(第202条の3)	17.8	30.0

※<sup>41</sup> 都市の内部で空き地や空き家がランダムに数多く発生し、多数の小さな穴を持つスポンジのように都市の密度が低下すること。

※<sup>42</sup> 幹線道路沿いに居住地が線状に形成されていたが、空き地や空き家が数多く発生し、痩せ細るように外側から縮んでいくこと。

※<sup>43</sup> 市民団体、地域団体、ボランティア団体、NPO法人など、伊達市のさまざまな分野で活動している市民を支援する拠点施設。平成23(2011)年11月公設民営により伊達ふれあいセンター内に設置。



		に基づく審議会等への女性の登用率	(H29 (2017) 年度)	
--	--	------------------	-----------------	--

## ◆基本事業2：地域自治の推進

### 【目的】

「自分たちのまちは自分たちでつくる」という協働のまちづくりの理念のもと、地域の実情に応じて、住民の自主的な地域づくりを推進します。

### 【手段】

- ◆地域課題の解決に向けた地域自治組織の「地域づくり計画」策定を支援し、自立したまちづくりを推進します。
- ◆地域づくり活動の拠点となる交流館の有効活用を推進します。
- ◆地域の現状を認識し課題解決のため主体的に考え行動できる人材の育成を支援します。

### 【基本事業の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の算出方法又は出典元	現状値	目標値
				H34 (2022) 年度
地域づくり計画の策定数 (累計)	団体	地域づくり計画を策定した地域自治組織の数 (累計)	2 (H29 (2017) 年度)	22
交流館の利用人数	人	交流館の利用人数	336,000 (H29 (2017) 年度)	400,000

## ◆基本事業3：多様な交流の推進

### 【目的】

多様な世代による地域間交流や国際交流を推進し、お互いの魅力や特性にふれながら、本市を見つめ直し、新たな視点での地域活性化を推進します。

### 【手段】

- ◆本市と協定を締結している姉妹都市<sup>44</sup>、友好交流都市<sup>45</sup>、大規模災害時相互応援協定都市<sup>46</sup>等との交流を推進します。
- ◆地域や世代を越えた住民同士の交流や体験を通じて、本市の魅力を発信します。
- ◆国際交流を推進するとともに、外国人と市民が互いの文化を共有しながら、身近に英語に触れ、交流が促進される環境づくりを進めます。
- ◆新たな絆を生む場として、利用可能な空き家の有効活用に取り組みます。

### 【基本事業の進捗状況を測定するための指標】

※<sup>44</sup> 文化交流や親善を目的とした特別の関係を結んだ都市のこと。

※<sup>45</sup> 防災、経済、産業、教育、文化など幅広い分野における交流を通じて、行政及び市民間相互の信頼と理解を深め、これまでの友好関係をさらに推進していくことを目的として締結される。

※<sup>46</sup> 地方公共団体間で、大規模災害時に相互に応援できる事項について、あらかじめ協議の上、合意し、大規模災害の発生に備えるもの。

指標名	単位	指標の算出方法又は出典元	現状値	目標値
				H34 (2022) 年度
国内姉妹都市、友好交流都市との相互交流人数 (累計)	人	国内姉妹都市、友好交流都市との相互交流人数 (累計)	2,100 (H29 (2017) 年度)	2,800
国際交流による相互交流人数 (累計)	人	国際交流で派遣及び受入した人数 (累計)	393 (H29 (2017) 年度)	450

## 施策 1 - 2 生活安全体制の強化

### 【施策の目的】

対象	市民、市内全域
意図	市民の生命と財産を災害の脅威から守る 交通事故や犯罪がなく、消費者として被害に遭わずに安全・安心に生活できる

### 【現状と課題】

- 東日本大震災では、本市において最大震度6弱を観測し、保原小学校・梁川小学校が全壊し使用不能になるなど、公共施設や住宅を含めた民間施設でも多くの被害を受けました。さらに、電気・水道・電話等のライフラインが寸断され、市民生活に大きな影響をもたらしたことから、この震災を教訓とし、今後はより一層、危機管理体制や防災力を強化し、災害に強いまちづくりを推進する必要があります。
- 近年、全国的にも風水害や土砂災害等の発生リスクが高まっているなか、市民一人ひとりが災害に対する認識を高め、「自助・共助・公助」のバランスのとれた防災体制を構築する必要があります。
- 市民に緊急情報や災害情報などを迅速に伝達できる「同報系防災行政無線」を平成29(2017)年度から運用しています。これにより、災害時には警報や避難勧告など市民に迅速に放送することができるようになりました。今後は、中山間地域等の難聴地域への個別受信機の設置などの対応が必要となっています。
- 高齢化の進行に伴い、交通事故における高齢者のかかわる割合が高いことを踏まえ、運転免許返納者に対する支援を開始しました。今後は、交通事故防止のため、高齢者だけでなく、幅広い年齢層を対象とした交通指導・啓発を含めた交通安全対策をより一層進める必要があります。
- 日常生活の身近なところで発生する犯罪を未然に防止するため、警察や事業者、住民など地域社会を構成する多様な主体との連携のもと、地域ぐるみで支え合い、守り合う犯罪抑止活動を推進していく必要があります。
- 悪質な訪問販売による被害やインターネットによる有害サイトトラブル、振り込め詐欺等の消費者トラブルを未然に防止するため子どもから高齢者まで各年代の特性に応じた体系的な消費者教育を推進するとともに、市民に対する消費相談支援体制の強化を図る必要があります。

## 【基本事業の体系及び内容】

### 施策 1－2 生活安全体制の強化

#### 基本事業 1 消防・防災体制の強化

#### 基本事業 2 交通安全対策の推進

#### 基本事業 3 防犯対策の推進

#### 基本事業 4 健全な消費生活の推進

### ◆基本事業 1：消防・防災体制の強化

#### 【目的】

火災や自然災害等から、市民の生命と財産をしっかりと守ることができるよう、防災力の強化を図り、災害に強いまちづくりを推進します。

#### 【手段】

- ◆火災や災害に対する即応力を高めるため、消防団員の装備品の充実を図り、消防活動の安全性を確保するとともに、消防水利施設等の整備、更新を計画的に推進します。
- ◆地域防災力を維持するため、消防団組織の強化に努めます。
- ◆同報系防災行政無線をはじめとし、多様な伝達手段を用いて、市民に緊急時の災害情報をいち早く、且つ確実に伝える方法の構築を進めます。
- ◆防災拠点施設の耐震化や避難所物資の配備を計画的に推進します。
- ◆災害時要配慮者の避難誘導、安否確認等を実現するため、自主防災組織<sup>47</sup>の組織化や防災リーダー（防災士）の育成強化に取り組むとともに、各地域での防災資機材の整備や防災訓練等を支援します。
- ◆市が主催する総合防災訓練及び自主防災組織による地域の防災訓練の実施等を通じ、迅速かつ的確な防災体制の確立を図るとともに、防災マップ<sup>48</sup>を活用し市民の防災意識の向上に努めます。
- ◆市民の災害に対する危機意識の向上を図るため、常日頃の備えに対する各種の情報を提供します。

#### 【基本事業の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の算出方法又は出典元	現状値	目標値
				H34（2022）年度
消防水利（消火栓・防災水槽）の充足率	%	消防施設整備計画実態調査	82 (H29（2017）年度)	87
自主防災組織の加入率	%	全世帯に占める自主防災組織に加入している世帯の割合	49.2 (H29（2017）年度)	80

※<sup>47</sup> 地域住民が自分達の地域は自分達で守るという連帯感に基づいて、自主的に結成する防災組織。

※<sup>48</sup> 自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したもの。予測される災害の発生地点、被害の拡大範囲および被害程度、さらには避難経路、避難場所などの情報が既存の地図上に図示されている。いわゆるハザードマップのこと。

## ◆基本事業 2：交通安全対策の推進

### 【目的】

市民一人ひとりが交通ルールを守るとともに、正しい交通マナーを実践し習慣化することで、交通事故のない安全・安心なまちづくりを目指します。

### 【手段】

- ◆市民の安全な交通環境を確保するため、地域の実情や交通事故の発生状況を踏まえ、交通安全施設の整備を推進します。
- ◆警察、交通安全協会など関係機関と連携して、子どもから高齢者まで交通安全運動や交通安全教育を推進し、交通安全意識の啓発と交通マナーの向上に努めます。
- ◆自動車の運転に不安を感じるようになった 65 歳以上の方が、運転免許を返納した後も安心して生活できるように、運転免許返納者を支援します。

### 【基本事業の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の算出方法又は出典元	現状値	目標値
				H34（2022）年度
交通事故発生件数	件	福島県警察本部「交通事故のあらまし」	108 (H29（2017）年度)	90 件以下
運転免許返納者支援事業交付者数	人	運転免許返納者支援事業交付者数	106 (H29（2017）年度)	400

## ◆基本事業 3：防犯対策の推進

### 【目的】

市民や関係機関、団体等が一体となった防犯活動を推進し、地域防犯対策の充実強化に努め、犯罪のない安全・安心なまちづくりを推進します。

### 【手段】

- ◆地域安全運動等を通して、身近な犯罪に対する防犯意識の向上と防犯活動を推進します。
- ◆市民や関係機関、団体等と連携し、犯罪抑止対策活動を推進します。
- ◆市民に対して防犯対策や犯罪状況等の情報を提供します。

### 【基本事業の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の算出方法又は出典元	現状値	目標値
				H34（2022）年度
犯罪発生件数	件	伊達警察署「犯罪と少年非行の概況」	205 (H29（2017）年度)	150

## ◆基本事業4：健全な消費生活の推進

### 【目的】

多様化する消費者問題に対し、関係機関と連携し相談支援体制の充実を図るとともに、出前講座等を通して、情報提供や啓発活動を推進します。

### 【手段】

- ◆消費者トラブルの発生防止のため、関係機関と連携し、出前講座等の開催や啓発等、消費者教育の実施を推進します。また、市ホームページや広報紙等で各種情報を提供します。
- ◆複雑・巧妙化する消費者トラブルに対して適切に対応するため、消費生活相談員のスキル向上に努め、市民が安心して相談できる体制の充実を図ります。

### 【基本事業の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の算出方法又は出典元	現状値	目標値
				H34(2022)年度
消費生活センター相談件数	件	全国消費生活情報ネットワークシステム <sup>49</sup> (PIO-NET)	454 (H29(2017)年度)	400
消費生活センター出前講座件数	回	消費生活センター出前講座件数	20 (H29(2017)年度)	30

※<sup>49</sup> 国民生活センターと全国の消費生活センターをネットワークで結び、消費者から消費生活センターに寄せられる消費生活に関する苦情相談情報（消費生活相談情報）の収集を行っているシステム。

## 施策 1－3 持続可能な行政経営の推進

### 【施策の目的】

対象	市の経営方針
意図	地域の状況や課題を的確に把握しながら、限りある行政の経営資源をより効率的に配分する

### 【現状と課題】

- 平成 26（2014）年 4 月「伊達市行財政改革指針」を策定し、地域との協働のもと、「組織力の向上」「地域力の向上」「財政力の向上」の 3 つの視点を柱とした行財政改革に取り組んできました。
- 昭和 30 年代頃から整備を進めてきた多くの道路や上下水道、学校や交流館などの公共施設が、更新の時期を迎えており、その維持管理や整備などには多額の費用が必要となります。
- 人口減少に伴う税収・普通交付税の減少に加え、合併算定替えの終了による普通交付税の減額等の財政規模の縮小が見込まれる一方、少子高齢社会の進展とともに多様な行政需要の増大が見込まれています。今後の行政経営は、今以上にさらに厳しさを増すことが予想されます。
- このような厳しい見通しの中にあっても、本市が将来にわたって持続可能な行政経営を推進していくためには、市民の理解と協力のもと、選択と集中をさらに徹底させ、予算・職員・施設等の限りある行政の経営資源をより効果的・効率的に配分する行財政改革を推進するとともに、各年度における財政収支の均衡を図る必要があります。

### 【基本事業の体系及び内容】

#### 施策 1－3 持続可能な行政経営の推進

#### 基本事業 1 効率的で健全な財政運営

#### 基本事業 2 市政情報の提供と市民意見の反映

#### 基本事業 3 計画的なまちづくりの推進

#### ◆基本事業 1：効率的で健全な財政運営

##### 【目的】

本市の成長・発展のために必要な施策・事業を着実に推進していくため、将来にわたって持続可能な財政運営を堅持するとともに、これを支える自主財源等の確保に努めます。

## 【手段】

- ◆事務事業の選択と集中により、効果的・効率的な財政運営に努めます。
- ◆市税等の適正な課税を行うとともに、納付機会の充実を図り、収納率の向上に努めます。
- ◆公共施設等総合管理計画及び公共施設配置適正化計画の確実な進捗を通して市有財産の有効活用を図るとともに、長期的視点から公共施設の保全や配置の最適化を計画的に推進し、適正な管理と効果的・効率的な運営に努めます。

## 【基本事業の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の算出方法又は出典元	現状値	目標値
				H34(2022)年度
プライマリーバランス(基礎的財政収支の均衡)	-	プライマリーバランス(基礎的財政収支の均衡)	黒字 (H29(2017)年度)	黒字
市税4税 <sup>50</sup> の収納率	%	収納額÷調定 <sup>51</sup> 額×100	98.6 (H29(2017)年度)	99.3

## ◆基本事業2：市政情報の提供と市民意見の反映

### 【目的】

多くの市民が自ら進んで市政やまちづくりに参画できるよう、広報・広聴活動を強化します。また、市のイメージや知名度を高めます。

### 【手段】

- ◆市政だよりや市役所のホームページ、ケーブルテレビ<sup>52</sup>やインターネットを活用した動画配信、SNS<sup>53</sup>、など、さまざまな広報媒体を通じた市政情報の積極的な公開と提供を推進します。
- ◆さまざまな機会を通じ、今後のまちづくりに対する意見・要望等を反映するため、広聴機能の充実を図ります。
- ◆本市の持つ魅力を市の内外に効果的・戦略的に発信します。

## 【基本事業の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の算出方法又は出典元	現状値	目標値
				H34(2022)年度
市役所ホームページへの月平均アクセス件数	件	ホームページ(トップページ)への月平均アクセス件数	44,096 (H29(2017)年度)	60,000
市長への手紙受付件数	通	市長への手紙受付件数	180 (H29(2017)年度)	250

※<sup>50</sup> 市県民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税のこと。

※<sup>51</sup> 歳入の内容を具体的に調査し、収入すべき金額を決定する行為。つまり市の歳入に対する意思決定行為。

※<sup>52</sup> テレビ信号を同軸ケーブルや光ケーブルにより、各受信機に配信するシステム。ケーブルは電話やインターネットなどにも使用できる。

※<sup>53</sup> ソーシャル・ネットワーキング・サービスのことで、インターネット上で双方向性と即時性の特性を持つ。



### ◆基本事業3：計画的なまちづくりの推進

#### 【目的】

市の状況を的確に把握・分析し、その結果を行政計画に反映するとともに、適切な進捗管理によって各計画の横断的な連携を図りながら計画的なまちづくりを推進します。

#### 【手段】

- ◆第2次総合計画や総合戦略など、市全体として上位に位置づけられる行政計画の進捗状況を客観的に把握・分析し、必要な見直しや改善・改革に取り組むことで、より効果的・効率的な事業展開に結び付けます。
- ◆少子高齢社会の進展によるマイナスの影響を最小限にとどめるとともに、第2次総合計画基本構想に掲げた将来都市像のキーワードの1つである「健幸都市<sup>54</sup>」の実現を図るため、各種事業を計画的に推進します。
- ◆今後10年先、20年先を見据えた中長期的な視点のもと、県北地域における役割や連携、都市部と中山間地域とのあり方など多角的な視点から、将来にわたって持続可能なまちづくりを展開するための方策を検討し、より一層戦略的、かつ体系的なまちづくりを推進します。

#### 【基本事業の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の算出方法又は出典元	現状値	目標値
				H34(2022)年度
総合計画基本計画で掲げた目標(成果指標)を達成している施策の割合	%	施策評価 <sup>55</sup> で把握する成果指標の目標値を達成した基本事業の割合	9.6 (H29(2017)年度)	100
市全体や地域の特徴がまちづくりに活かされていると思う市民の割合	%	市民に対するアンケート調査により把握	— (H29(2017)年度)	51

※<sup>54</sup> 「ウェルネス＝健幸(身体面の健康だけでなく、人々が生きがいを感じ、安心安全で豊かな生活を送れること)」をまちづくりの中核に位置づけ、住民が健康で幸せに暮らせるまちを目指す新しい都市モデルのこと。それを本市では「Smart Wellness City(スマートウェルネスシティ)」・「健幸都市」と表現している。

※<sup>55</sup> 施策の効果を把握し、必要性・効率性・有効性等の観点から評価を行うことにより、政府の企画立案や実施の見直し・改善を推進する。

## 【政策2】豊かな心を育むまちづくり

### 施策2-1 子どもの健やかな育ちと子育て支援の充実

#### 【施策の目的】

対象	子ども、子育て家庭
意図	安心して子どもを産み育てられ、子どもたちが心身ともに健やかに育ち成長する

#### 【現状と課題】

- 基本的な生活習慣の欠如など、子どもたちの育ちの変化の顕在化に対して就学前の「心の義務教育<sup>56</sup>」を重視し、3歳児から幼稚園、保育園、および認定こども園<sup>57</sup>への全員就園を目指します。
- 少子化等の進行や親の就労形態など、子どもたちを取り巻く地域社会の急激な変化に対応するため、「子ども・子育て支援法」に基づく地域ニーズを踏まえた保育等の需要見込みや提供体制、孤立化する子育てへの支援等を盛り込んだ「子ども・子育て支援事業計画」を平成27（2015）年3月に策定し、平成30（2018）年2月には中間見直しを行いました。
- 福島県特有の課題として指摘されていた、子ども達の活動量不足については、東日本大震災から8年が経過し、一定程度の改善が図られています。一方、全国的な傾向として、子どもたち相互のコミュニケーション能力の不足やさまざまな直接体験の不足が問題として指摘されている現状を踏まえ、異年齢の子どもたちの交流を図り、「群れ遊ぶ集団教育」のさらなる推進とその充実を図る必要があります。
- 少子化対策のひとつとして、政府は、「少子化対策大綱」で、妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援体制を構築するため「子育て世代包括支援センター」の整備を重点課題として掲げています。本市においても、「総合戦略」「伊達市子ども・子育て支援事業計画」を制定し、平成29（2017）年度に「子育て世代包括支援センター」を設置し、「伊達市版ネウボラ事業<sup>58</sup>」を開始しました。部局の枠を超え、安心して子育てのできる体制を更に推進することが求められています。
- 子どもを取り巻く環境が目まぐるしく変化する中で、子どもへの虐待、貧困状態などさまざまな要因による相談が増加しています。また、発達障害をはじめとした障がいのある子どもが増加傾向であることから、支援の必要な子ども（世帯）への総合的で専門的な相談支援体

※<sup>56</sup> 幼児の内面に働きかけ、1人ひとりの持つ良さや可能性を見出し、その芽を伸ばすことをねらいとする幼児教育。

※<sup>57</sup> 満3歳以上の子どもへの教育と保育を必要とする子どもへの保育を一体的に行い、保護者への子育て支援を行うことを目的とした施設。

※<sup>58</sup> 妊娠期から就学時まで専門職（保健師、保育士、助産師、栄養士等）が親子および家族全体に寄り添い支える仕組みのこと。

制がさらに必要となっております。

### 【基本事業の体系及び内容】

施策 2 - 1 子どもの健やかな育ちと子育て支援の充実

基本事業 1 子どもが健やかに育つ環境づくり

基本事業 2 安心して子育てができる環境づくり

基本事業 3 支援が必要な子どもに対する体制づくり

### ◆基本事業 1：子どもが健やかに育つ環境づくり

#### 【目的】

就学前の子どもに対し、学びと育ちの連続性<sup>59</sup>を考慮した教育及び保育機能の充実と質の向上を図るとともに、小学校との連携を深め、児童の健全な育成を支援することで、子どもたちが地域社会の中で健やかに成長できる環境づくりを推進します。

#### 【手段】

- ◆教育及び保育の一体的な提供により保育の質を高め、就学前の子どもを心身ともに健やかに育成するため、幼保連携型認定こども園の整備促進に取り組みます。
- ◆異年齢交流や群れ遊ぶ環境を提供する放課後児童クラブ（児童館）を整備し、既存の遊び場<sup>60</sup>とともに活用することで、子どもたちの「生きる力」を育むとともに社会性や人間性を豊かにする取組みを推進します。
- ◆学びと育ちの連続性を確保するため、幼稚園、認定こども園及び保育所と小学校の連携に努めます。

#### 【基本事業の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の算出方法又は出典元	現状値	目標値
				H34（2022）年度
幼稚園・保育園・認定こども園の就園率（3～5歳）	%	3～5歳就園児数÷3～5歳児人口×100	94.1 (H29（2017）年度)	100
遊び場利用者数	人	市内屋内遊び場を利用した子どもの人数（年間）	130,097 (H29（2017）年度)	180,000人

### ◆基本事業 2：安心して子育てができる環境づくり

#### 【目的】

働きながら子育てをする親たちが安心して子どもを預けることができるよう、保育サービスの充実を図ります。また、子育てに関する知識と情報、学べる機会を提供するとともに、地域社会全体で子育てを支援できる環境づくりを推進します。

※<sup>59</sup> 遊びを通して学ぶ幼児期の教育活動から教科学習が中心の小学校以降の教育活動への円滑な移行をめざし、幼稚園等施設と小学校との連携を強化しながら双方の質の向上を図り、幼児教育の成果を小学校教育に効果的に取り入れる方策を工夫していくこと。

※<sup>60</sup> 遊び場を提供することにより、子どもの健康の増進及び健やかな心の発達に寄与することを目的とした施設。

## 【手段】

- ◆妊娠時から就学までのすべての親子に対して切れ目なく対応する伊達市版ネウボラ事業の推進により、保健と保育の一体化を図り、子どもが健やかに成長し安心して就学できる環境を整えます。
- ◆延長保育や休日保育、一時保育、預かり保育、放課後児童クラブなど、保護者のさまざまなニーズと幼児・児童の状況に応じた適切な子育てサービスを提供します。
- ◆地域の身近な場所において、乳幼児のいる子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や不安・悩みを相談できるよう、地域全体で子育て家庭を支援するネットワークづくりを推進します。
- ◆核家族化の進行により、父母が祖父母世代からの知識・経験の継承などを含めた子育て支援が受けにくい状況に対し、積極的な情報発信により子育てに係る不安解消に努めます。

## 【基本事業の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の算出方法又は出典元	現状値	目標値
				H34（2022）年度
子育て支援センター事業利用者数	人	地域子育て支援センター <sup>61</sup> を利用した人の合計（年間）	19,397 （H29（2017）年度）	25,773

## ◆基本事業3：支援が必要な子どもに対する体制づくり

### 【目的】

子どもに関するさまざまな問題への迅速な対応や、障がいのある子どもと障がいのない子どもが可能な限り同じ場で共に学ぶことを目的とした地域におけるインクルーシブ教育<sup>62</sup>の理解啓発に努め、総合的で専門的な相談支援体制を整備します。

### 【手段】

- ◆支援が必要な就学前の子どもに対し、専門的な見地から必要な助言・指導等の早期発達支援を推進します。
- ◆児童虐待の防止に向け、関係機関等との連携強化を図り、早期発見と早期解決に努めます。
- ◆家庭児童相談や教育相談等子どもに関する総合的な相談に対応できる体制の強化を図ります。
- ◆子どもを取り巻くさまざまな環境に左右されず、健やかに成長できるよう、子どもの居場所づくりや子ども食堂等運営の支援に努めます。

※<sup>61</sup> 公共施設や保育所等の身近な場所で子育て中の親子の交流、育児相談等を実施し、育児不安等を解消するために地域での子育て支援の拠点となる施設。

※<sup>62</sup> 障がいのある子と障がいのない子が同じ場所で学びあうことで、公共性を確保しつつ共に生きる力を身につけていくための教育。

**【基本事業の進捗状況を測定するための指標】**

指標名	単位	指標の算出方法又は出典元	現状値	目標値
				H34 (2022) 年度
児童家庭相談件数の年度内最終割合	%	市で対応している支援ケース案件のうち最終ケースとなった件数割合 (年度内)	56 (H29 (2017) 年度)	69
伊達市障がい児支援サービスの受給者証交付者に占める、早期支援 (未就学児) の割合	%	早期支援者 (未就学児) 件数 ÷ 障がい通所支援に係る受給者証交付件数 × 100	30.6 (H29 (2017) 年度)	37.4

**施策 2-2****「生きる力」を育む学校教育の充実****【施策の目的】**

対象	児童、生徒
意図	変化の激しい社会を生き抜くための、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を身に付けた児童・生徒を育み、社会貢献する自立した人間を育成する

**【現状と課題】**

- 平成 32（2020）年から小学校、平成 33（2021）年から中学校で全面実施される新学習指導要領では、知・徳・体のバランスのとれた教育を維持した上で、子どもたちが未来社会を切り拓くための知識の質を高め、資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」を重視しています。そのための授業改善、カリキュラムマネジメントの確立、道徳教育の教科化、外国語活動の充実、言語能力の確実な育成、理数教育の充実、体験活動の充実等が求められています。
- 平成 30（2018）年 4 月 1 日現在、本市には小学校 16 校、中学校 6 校の計 22 校の市立学校が設置されています。平成 20（2008）年以降、小学校の児童数と中学校の生徒数は、いずれも減少し続けており、特に中山間地域に位置する小学校では、児童数の減少による小規模校や複式学級の増加傾向が強まっています。
- 東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故によって、本市の児童・生徒及び教育施設が受けた影響は大きく、これまで本市ではスクールカウンセラー<sup>63</sup>（SC）、スクールソーシャルワーカー<sup>64</sup>（SSW）の配置等による児童・生徒の心のケアとともに、施設の速やかな整備・改修に努めてきました。
- 学校施設の中には、老朽化の著しいものや耐震性が不足しているものがあるため、それらの整備・改修が急務となっています。施設の耐震化や改修とともに、ハード・ソフトの両面からの取組みを継続的に推進し、より良い教育環境の整備を図る必要があります。
- 次代の本市を担う児童・生徒が社会に貢献する自立した人間として、健やかに成長できるよう、「生きる力」を育むとともに、“ふるさと伊達”を愛する心や大切に思う気持ちの醸成に結びつくよう、学校教育の質の向上を図るための取組みを総合的に推進する必要があります。
- 特別に支援が必要な児童・生徒に対して、それぞれの個に応じたきめ細かい支援をするための就学指導の充実や特別支援学級<sup>65</sup>の増設、特別支援学校<sup>66</sup>の設置を推進する必要があります。

※<sup>63</sup> いじめや不登校などの解決のため、児童生徒の心理について専門的な知識や経験を持つ者。

※<sup>64</sup> 子どもの最善の利益を保障するため、学校を基盤としてソーシャルワーク（社会福祉）の価値・知識・技術に基づき支援活動を行う者。

※<sup>65</sup> 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校に教育上特別な支援を必要とする児童および生徒のために置かれた学級のこと。

※<sup>66</sup> 障害者等が幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準じた教育を受けられ、学習上または生活上の困難を克服し自立が

## 【基本事業の体系及び内容】

### 施策 2-2 「生きる力」を育む学校教育の充実

基本事業 1 確かな学力を育む教育の推進

基本事業 2 豊かな心を育む教育の推進

基本事業 3 健康でたくましい体を育む教育の推進

基本事業 4 開かれた学校づくりと教育環境の整備

#### ◆基本事業 1：確かな学力を育む教育の推進

##### 【目的】

児童・生徒が基礎的かつ基本的な知識・技能を確実に習得するとともに、これらを活用して自ら課題を見つけ、主体的な判断のもと解決していくために必要な思考力・判断力・表現力と主体的に学習に取り組む意欲の醸成等を通じ、確かな学力を育成します。

##### 【手段】

- ◆各学校における学力の現状・課題を明らかにしたうえで必要な対策を検討し、これに基づく小・中学校間の連携による取組みを推進し、全市的な学力向上を図ります。
- ◆各学校の実態や要望に応じた指導・助言等を行い、学力向上に向けた各学校の取組みの推進や充実を支援します。
- ◆児童・生徒の知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力を育成するため、教職員研修の充実を図ります。あわせて、特別支援教育や教育相談・適応指導の充実を図るため、総合教育センター<sup>67</sup>の設置を目指します。
- ◆関係機関との連携により、実態に即した本市独自の研修を推進し、教職員の指導力向上を図ります。
- ◆学校図書館について、児童・生徒の自由な読書活動等の場である「読書センター」機能と自発的かつ主体的な学習活動の支援や、情報の収集・選択・活用能力を育成する場である「学習・情報センター」機能の充実を図ります。

##### 【基本事業の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の算出方法又は出典元	現状値	目標値
				H34 (2022) 年度
全国学力調査の正答率	%	全国学力調査の正答率	<小学校> 国語：A 78.8、B 59.0 算数：A 84.0、B 47.0 <中学校> 国語：A 75.0、B 70.0 数学：A 61.0、B 45.0 (H29 (2017) 年度)	対全国平均比 3 ポイント以上高

図ることができる学校のこと。

※<sup>67</sup> 子育て教育相談・支援事業、教職員研修事業、特別支援教育事業を総合的、組織的かつ計画的に運営する機能を有する施設。

伊達市学力調査の正答率	%	伊達市学力調査の正答率	<小学校> 国語：79.4、算数：76.1 <中学校> 国語：62.3、数学：43.2 (H29 (2017) 年度)	対全国平均比3ポイント以上高
-------------	---	-------------	---	----------------

## ◆基本事業2：豊かな心を育む教育の推進

### 【目的】

生活に必要な約束やルール等を身に付け、自らを律しながら、他人と協調するとともに、他人を思いやる気持ちや感動する心などを兼ね備えた「豊かな人間性」を育みます。

### 【手段】

- ◆教育活動全体を通じた道德教育の質の向上を図り、常日頃からのあいさつの励行、命の大切さに対する理解を深めるとともに、家族愛や感謝の心を育みます。
- ◆吹奏楽きらめき事業・ヤングアメリカンズ等の体験活動を通して、表現力や自主・自立の心を育みます。
- ◆スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）、適応指導教室との連携のもと、児童・生徒の心のケアやサポートに努め、いじめや不登校児童・生徒の減少を図ります。
- ◆児童・生徒の社会的・職業的自立に結び付くよう、必要な基盤となる能力や態度の育成を通じ、キャリア発達を促すことを狙いとしたキャリア教育<sup>68</sup>を推進します。
- ◆家庭から離れ、共同生活をしながら通学する合宿活動を通じて、家族のありがたみを知るとともに、集団の中で自己を律しながら生きる力を育みます。

### 【基本事業の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の算出方法又は出典元	現状値	目標値
				H34 (2022) 年度
不登校児童・生徒の発生率	%	各小・中学校からの調査報告	小：0.4 中：4.1 (H29 (2017) 年度)	小：0.2 中：2.0
学校生活における満足度調査	%	学校生活に関する調査	小：75.0 中：63.0 (H29 (2017) 年度)	小：80.0 中：65.0

## ◆基本事業3：健康でたくましい体を育む教育の推進

### 【目的】

子どもたち一人ひとりが将来にわたって健康な生活を送り、たくましく生き抜くための一助となるよう、「健康でたくましい体」を育みます。

※<sup>68</sup> キャリア（経験）を活かして、現在や将来を見据えることなどを主眼として行われる教育のこと。



## 【手段】

- ◆新体力テストの実施により、児童・生徒の体力・運動能力の実態を把握し、その結果を踏まえ、自主的かつ継続的な体力づくりに取り組めるよう、必要な支援・指導を推進し、肥満傾向の児童・生徒の改善に努めます。
- ◆放射線に対する正しい知識と理解のもと、児童・生徒一人ひとりが正しく判断し、適切に対応していくための放射線教育を継続します。
- ◆食物アレルギーのある児童生徒が安心して学校生活が過ごせるよう、アレルギーに対応した学校給食の提供を推進します。
- ◆児童・生徒が給食や農業体験等を通して、食事の大切さやマナーを学び、地域の自然や文化、産業に関心を寄せ、生産に携わる人々に対する感謝の気持ちを育むための食育教育・食農教育<sup>69</sup>を推進します。

## 【基本事業の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の算出方法又は出典元	現状値	目標値
				H34（2022）年度
新体力テストの総合評価で上位2ランク（A、B）の児童・生徒の割合	%	新体力テストの総合評価で上位2ランク（A、B）の児童・生徒の割合	小学校：41.0 中学校：37.0 (H29（2017）年度)	小学校：44.0 中学校：40.0
肥満及び肥満傾向にある児童・生徒の割合	%	学校保健統計調査方式による肥満度の判定方法	小学校：12.7 中学校：9.6 (H29（2017）年度)	小学校：10.0 中学校：8.5

## ◆基本事業4：開かれた学校づくりと教育環境の整備

### 【目的】

家庭・地域との連携のもと、学校が教育機能を十分に発揮し、保護者や地域住民の期待や信頼に応えるとともに、子ども達が安全で安心して学ぶことができる、より良い教育環境の整備を図ります。

### 【手段】

- ◆学校と地域住民が学校の持つ「学び」と「施設」の機能を共有しつつ、より良い地域社会の形成に向けて協働で取り組みます。
- ◆福島大学との連携により、各学校のニーズに応じた支援を推進します。
- ◆保護者や地域住民の意向等を踏まえつつ、小学校の適正規模・適正配置を進めます。
- ◆学校施設の耐震化や老朽化した施設・設備の改修を推進し、安全で快適な学習環境の整備に努めます。

## 【基本事業の進捗状況を測定するための指標】

※<sup>69</sup> 食べるという行為そのものだけでなく、その背景にある動物や植物の「いのち」も感じ、子供はもちろん大人にも日本の豊かな自然や四季の尊さ、農業の果たす役割を学ぶこと。

指標名	単位	指標の算出方法又は出典元	現状値	目標値
				H34 (2022) 年度
スクールコミュニティ <sup>70</sup> の設立団体数	団体	スクールコミュニティの設立団体数	2 (H29 (2017) 年度)	5
小中学校施設の耐震化率	%	文部科学省「公立学校施設の耐震改修状況調査」	75.4 (H29 (2017) 年度)	100.0

※<sup>70</sup> 学校を地域に開放し、地域・学校・家庭が連携して子どもたちの健やかな成長を支援しようとする活動をし、学校を拠点に地域の活性化を目指すもの。

## 施策 2-3

## 心を育む生涯学習の推進

### 【施策の目的】

対象	市民
意図	自ら積極的に学び、活動し、生きがいを持って充実した生活を送ることができる

### 【現状と課題】

- 多様化する学習ニーズに対応するとともに、地域における諸問題を学習課題として捉え、地域づくり活動により一層つながるよう、市民の自主的な学習活動を支援し、地域づくりの基盤である人づくりやリーダー育成を進める必要があります。
- コミュニティの再生や、地域の将来を担う子どもたちや若者が郷土の魅力に気づき、より一層愛着を持って暮らすことができるよう、地域における学習活動に対する支援が必要です。
- 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を控えスポーツ振興の機運が高まるなか、運動への興味や関心を喚起し、日常的な運動実践につながる施策を展開することで、スポーツ人口を増加させ、心身の健康の保持・増進を図る必要があります。

### 【基本事業の体系及び内容】

#### 施策 2-3 心を育む生涯学習の推進

#### 基本事業 1 学習機会の充実と成果の活用

#### 基本事業 2 スポーツ・レクリエーションの振興

### ◆基本事業 1：学習機会の充実と成果の活用

#### 【目的】

自発的学習活動する市民の増加を図るとともに、その成果をより良い地域社会づくりに活かせるよう、地域自治組織等関係団体との連携強化に努めます。また、市民の学習ニーズの多様化・高度化に対応するため、事業の充実に努めます。

さらに、子どもから大人まですべての市民が読書に親しめるよう、多様な読書活動の支援に努めます。

#### 【手段】

- ◆学習機会の充実と成果の活用を推進するため、関係機関との連携を強化し、学習の成果を地域社会に活かせるよう生涯学習を推進します。また、人材バンクの利用促進のため、ジャンルの拡大、利便性及び会員のスキルの向上、周知方法の充実に努めます。
- ◆家庭教育の推進のため、学校での取組みに加え、地域や企業との連携を強化し、さまざまな場所で家庭教育講座を開催します。

- ◆図書室の利用促進のための支援や図書館活動への市民参加を促すとともに、子どもの読書活動を促進するため、読み聞かせなど、読書活動支援ボランティアの育成を支援します。
- ◆家庭と学校・行政の連携のもと、青少年が行事に参加して自主性や社会性を育み、積極的に地域社会に参加し、地域づくりに関われるような人材及び青少年の健全な育成を図ります。

### 【基本事業の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の算出方法又は出典元	現状値	目標値
				H34 (2022) 年度
市民一人当たりの図書貸出冊数	冊	市立図書館、交流館における図書の市民一人当たり年間貸出冊数	2.29 (H29 (2017) 年度)	2.76
生涯学習人材バンク活用件数	件	生涯学習人材バンク活用件数	581 (H29 (2017) 年度)	465

## ◆基本事業2：スポーツ・レクリエーションの振興

### 【目的】

スポーツ活動の普及と促進に努めます。さらに、競技力の向上を図るため各種事業への支援を行うとともに、市民がより良い環境のもとでスポーツ活動に取り組めるよう、施設の整備充実に努めます。

### 【手段】

- ◆健康への関心が高まる中、市民が年代層に合わせたスポーツ活動に親しめるよう、伊達市スポーツ振興公社や体育協会等の関係団体の育成に力を注ぎます。
- ◆競技スポーツ以外にもスポーツ人口の増加を図るため、総合型地域スポーツクラブ<sup>71</sup>の設立を支援します。
- ◆施設の適切な維持管理に努め、耐震補強など施設の整備・改修を年次計画で進めるとともに、施設の効率的な管理運営に努めます。

### 【基本事業の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の算出方法又は出典元	現状値	目標値
				H34 (2022) 年度
スポーツ施設の利用人数	人	体育館、グラウンド、テニスコートなどスポーツ施設の利用者数	177,799 (H29 (2017) 年度)	200,000
チャレンジデー <sup>72</sup> 参加率	%	5月第4水曜日に開催されるチャレンジデーの参加率	50.2 (H30 (2018) 年度)	70.0

※<sup>71</sup> こどもから高齢者までの地域の人々が会員となり、地域のスポーツ施設を用いて、誰もがスポーツに親しみ、豊かなふれあいが生まれることを目的としたスポーツクラブ。

※<sup>72</sup> 毎年5月の最終水曜日に世界中で実施されている住民参加型のスポーツイベント。

【施策の目的】

対象	市民
意図	地域固有の歴史的文化的遺産や優れた芸術文化とふれあうことで、ふるさとを愛し、心豊かな生活を送ることができる

【現状と課題】

- 文化財は、市内外の人々に本市の古い歴史や優れた伝統文化を正しく理解してもらうためになくてはならないものであるとともに、将来にわたる文化の発展向上の基礎となるものです。
- 平成 30 (2018) 年 4 月 1 日現在、市内には国指定 3 件、国登録 1 件、県指定 7 件、市指定 108 件の計 119 件が文化財として指定されていますが、これらのうち、15 件の指定無形民俗文化財は、後継者不足の問題を抱えています。
- 市内では、心豊かな生活やうるおいのある生活を求め、各地域で合唱、絵画、華道、盆栽、民謡等の芸術文化活動が展開されています。また、梁川美術館や保原歴史文化資料館では、郷土ゆかりの美術や歴史・民俗資料等の収集・展示を行うとともに、講演会・講座等の開催を通じた普及活動に取り組んでいます。
- 市内に残された有形・無形の歴史的文化的遺産は、市民が本市に強い誇りと愛着を感じる気持ちを育む重要な要素の 1 つです。将来にわたって市民共有の財産として、これらの歴史的文化的遺産を次代に確実に引き継ぎ、市民に愛されるものとするため、関係機関との連携・協働により、適正な保存と活用に努める必要があります。
- 芸術文化活動を通じて、地域住民同士の連帯感や絆が深まり、より良い地域社会の形成にも結びつくよう、市民の自主的・自発的な文化芸術活動をより一層促進する必要があります。

【基本事業の体系及び内容】

施策 2 - 4 文化財の保護と芸術文化の振興

基本事業 1 文化財の保護と保存

基本事業 2 芸術文化活動の推進

◆基本事業 1 : 文化財の保護と保存

【目的】

貴重な文化財や地域固有の伝統文化を大切に守り、活かし、伝えることで、地域を愛する心を育むとともに、地域の一体感や誇りを醸成し、地域コミュニティの維持・再生に結び付けます。さらに、関係機関と連携し、史跡名勝等にテーマ性を持たせたルートづくりを進め、観光資源としての整備を図ります。

### 【手段】

- ◆既存の指定文化財の適正な保存と活用を図るとともに、未指定の歴史的遺跡や伝統的建造物の市指定化に取り組みます。
- ◆継承が危ぶまれる無形民俗文化財の保存・継承活動を支援します。
- ◆歴史的資料の保存と活用に関する調査研究を推進します。
- ◆関係機関との連携・協力のもと、各文化財にテーマ性を持たせた文化財の散策ルートづくりや、観光資源として有効活用を図るための周辺整備を推進します。
- ◆多くの市民、来訪者が貴重な文化財や優れた伝統文化に関心を持ち、気軽にふれあうことができるよう、さまざまな媒体を活用した周知活動を推進します。

### 【基本事業の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の算出方法又は出典元	現状値	目標値
				H34 (2022) 年度
指定文化財の件数	件	指定文化財の件数	119 (H29 (2017) 年度)	121
歴史文化資料館の入館者数	人	歴史文化資料館の入館者数	5,266 (H29 (2017) 年度)	7,000

### ◆基本事業2：芸術文化活動の推進

#### 【目的】

市民の芸術文化に対する関心を高めるとともに、幅広い世代が主体的に芸術文化活動に取り組める環境づくりを推進します。さらに、多様な芸術・文化を魅力ある企画や情報で市民へ広く提供し、あわせて市民文化団体の自主活動を支援します。

#### 【手段】

- ◆市民が質の高い芸術文化に直接ふれ、親しむことができる機会の充実を図ります。
- ◆文化関連施設の機能充実や利用者の利便性及び鑑賞環境の向上を図ります。
- ◆市民や各種団体が行う文化活動を支援し、活動機会や発表機会の充実を図ります。

### 【基本事業の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の算出方法又は出典元	現状値	目標値
				H34 (2022) 年度
梁川美術館の観覧者数	人	梁川美術館の観覧者数	7,923 (H29 (2017) 年度)	10,000
講座・ワークショップ等の開催回数	回	梁川美術館及び歴史文化資料館の講座・ワークショップ等の開催回数	20 (H29 (2017) 年度)	25

## 【政策3】地域の魅力が輝くまちづくり

### 施策3-1 農林業の振興と担い手の育成

#### 【施策の目的】

対象	農林業従事者、市民、市外の消費者
意図	農林業生産基盤の整備・充実を図り、地域の担い手が持続的な力強い農林業経営を確立することにより農業・農村を活性化する 消費者の理解を深める農業の展開と付加価値の高い農産物を生産することで、農林業者の収益力の向上を図る

#### 【現状と課題】

- 現在、我が国の農業・農村を取り巻く状況は、基幹的農業従事者の高齢化や後継者不足による耕作放棄地の増加、農業所得の減少等が進行するなど厳しさを増しており、これらを克服し、未来への活力を取り戻すことは全国的に待ったなしの政策課題の1つとなっています。
- このような状況を踏まえ、国では平成25（2013）年に我が国の農林水産業と地域の活力を創造する政策改革のグランドデザインとして、「農林水産業・地域の活力創造プラン」を策定しています。本プランでは、農林水産業を産業として強くしていく「産業政策」と国土保全といった多面的機能<sup>73</sup>を発揮する「地域政策」を車の両輪として推進することにより、農業・農村の所得を今後10年間で倍増させることを目指すとしています。本市においても、今後の農業振興を図るための指針となる「農業振興基本計画」の策定に取り組む必要があります。
- さらに、平成28（2016）年4月には、改正農業委員会法が施行され、「農地利用の最適化」が農業委員会において最も重要な事務であると明確化されました。また、農業委員の選出方法は、従来の公選制を廃止し市町村長が議会の同意を経て任命する方式に改められました。農業委員会は、これまで以上に農地の集約と集積に積極的に取り組むことが求められるようになり、担当地区ごとに農地利用の最適化に関する現場活動を担う「農地利用最適化推進委員」が新設されました。
- 本市では、肥沃な大地に恵まれた自然環境のもと、各地域の特性を活かした特色ある農業が営まれています。阿武隈川流域に広がる平地は、県内でも有数の果樹栽培地域で、特に桃の生産量は県内でも福島市に次いで第2位です。その他にも、ブドウ・りんご・西洋ナシ等の栽培が盛んです。また、きゅうり・トマト等の野菜の生産量は県内で1位となっており、これらの果樹・野菜栽培を中心に稲作を加えた複合型農業経営が行われています。また、中山間地域はあんぽ柿の一大産地であり、農業は本市の地域経済を支える重要な基幹産業となっています。

※<sup>73</sup> 国土の保全、水源の涵養（かんよう）、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等、農村で農業生産活動が行われることにより生ずる、食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能のこと。

○今後、農林業後継者や新規就農者の育成に取り組み、意欲ある農林業担い手のもと、地域経済を支えながら、消費者に安全・安心でおいしい農林産物を提供する生産活動を通じて、市民の農業への理解を一層深め、市民生活と結び付いた農林業を展開していく必要があります。また、農林業は食糧を安定的に生産するといった食糧供給の側面はもちろんのこと、里山景観の形成、土砂災害の軽減や水源の涵養等といった多面的な機能を有することに加え、近年では、観光資源としての側面や農林業体験がもたらす癒しによる福祉的な効果も注目されています。農林業が果たす多様な可能性を今後の施策に活かしていく必要があります。

### 【基本事業の体系及び内容】

#### 施策 3 - 1 農林業の振興と担い手の育成

#### 基本事業 1 活力ある農林業の振興と生産基盤等の整備

#### 基本事業 2 担い手の育成と確保

#### 基本事業 3 伊達ブランドの確立と販路の拡大

### ◆基本事業 1：活力ある農林業の振興と生産基盤等の整備

#### 【目的】

各地域の特性を踏まえながら、生産性及び収益力の向上と安定的な農林業経営の確立に努めるとともに、安全・安心で良質な食料の安定供給や水と緑の豊かな自然環境の保全、ゆとりとるおいのある良好な景観の維持・形成など、農業及び森林が持つ多面的機能が将来にわたって適正に発揮できるようにします。

#### 【手段】

- ◆ほ場や農林道、用排水路など既存の生産基盤施設の適正な維持管理に努めます。
- ◆イノシシ等による農産物への被害が増加していることを踏まえ、有害鳥獣対策の強化を図ります。
- ◆担い手への農地の集積・集約を促進するとともに、農林業経営基盤の強化を支援し、経営の安定化を図ります。
- ◆森林経営計画策定を支援し、効率的な森林施業と森林の整備、保護を持続的かつ計画的に進めます。また、森林の持つ多面的機能の周知に努めます。

#### 【基本事業の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の算出方法又は出典元	現状値	目標値
				H34 (2022) 年度
農林産物出荷量	t	ふくしま未来農業協同組合を通じた農林産物の総出荷量	16,594 (H29 (2017) 年度)	19,000
担い手への農地集積率	%	担い手への農地集積率 (福島県報告)	27.7 (H29 (2017) 年度)	38

### ◆基本事業 2：担い手の育成と確保



## 【目的】

消費者から高い信頼を得られる安全・安心で良質な農林産物の生産の拡大を図り、安定的かつ高収益な農林業経営を展開できるよう、意欲と経営能力のある担い手を育成します。

## 【手段】

- ◆農業後継者や新規就農者の就農や研修等に対し、人的・財政的支援の充実を図ることにより、就農しやすい環境づくりを行い、意欲のある担い手の育成・確保を推進します。
- ◆集落の担い手を中心となって、農地の集積や作業の受委託を進める法人化の推進と法人への支援を通して、農業経営の効率化を推進します。

## 【基本事業の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の算出方法又は出典元	現状値	目標値
				H34(2022)年度
認定農業者 <sup>74</sup> 数	人	認定農業者数	426 (H29(2017)年度)	426
認定新規就農者数(累計)	人	認定新規就農者数(累計)	9 (H29(2017)年度)	20
農業法人数	法人	農業法人数(農地所有適格法人)	10 (H29(2017)年度)	15

## ◆基本事業3：伊達ブランドの確立と販路の拡大

### 【目的】

本市の農林産物の品質の良さを多くの市民に知ってもらうとともに、ブランド化と販路拡大に努め、消費者から強く支持される産地づくりを推進します。また、加工品開発等により付加価値を高めます。

### 【手段】

- ◆本市の農景観、農林産物とその安全・安心を市内外に広く浸透させるため、ホームページ等を活用した情報発信を推進するとともに、各市場等へ直接出向いてPRを実施します。
- ◆農林産物の付加価値を向上させ、事業者がより高い収益を得ることができるよう、農林業と商工業が結び付いた6次産業化<sup>75</sup>と地域農林産物の伊達ブランドの確立を促進します。
- ◆農産物にかかる風評払拭と全国への販路拡大を目指し、第三者認証制度(J-GAP<sup>76</sup>・F-GAP<sup>77</sup>)の取得に関して支援を行います。

## 【基本事業の進捗状況を測定するための指標】

※<sup>74</sup> 農業経営の規模拡大や合理化などを目指し、自らの総意工夫による農業経営の改善計画を策定して、市町村から認められた農業経営者・農業生産法人のこと。

※<sup>75</sup> 農林水産業の1次産業と2次産業、3次産業を融合や連携(1次+2次+3次=6次)させることにより、さまざまな産業と連携して新たな付加価値を生み出す地域ビジネスや新産業を創出すること。

※<sup>76</sup> 農場やJA等の生産者団体が活用する農場・団体管理の基準及び、認証制度のこと。農林水産省が導入を推奨する農業生産工程管理手法の1つ。

※<sup>77</sup> 農林水産省の「農業生産工程管理(GAP)の共通基盤に関するガイドライン」に準拠し、放射性物質対策を含めた本県独自の基準に基づき、GAPを実践する生産者、団体を福島県が認証する新たな制度。

指標名	単位	指標の算出方法又は出典元	現状値	目標値
				H34 (2022) 年度
農林産物販売額	億円	ふくしま未来農業協同組合を通じた販売額	72 (H29 (2017) 年度)	80
6次化商品数	個	市内の6次化商品数	50 (H29 (2017) 年度)	75

## 施策 3 - 2 地域活力を生み出す商工業の振興

### 【施策の目的】

対象	市内外の消費者、事業者、起業家
意図	地域の潜在力と創意工夫のもと、域内でより多くの所得や働く場を創出し、活力ある地域経済社会を形成する。

### 【現状と課題】

- 平成 24（2012）年以降、日本経済は大きく改善しており企業収益は過去最高を記録し、設備投資は製造業、非製造業ともに増加しています。企業部門の回復は家計部門にも広がりつつあり、国民生活に密接にかかわる雇用・所得環境も大きく改善しています。また、有効求人倍率は 1970 年代前半以来 44 年ぶりの高さとなり、失業率は 25 年ぶりの水準まで低下し、企業の人手不足はバブル期以来の水準まで強まっています。
- 一方、平成 31（2019）年 10 月 1 日に消費税率の 8 %から 10 %への引き上げが予定されています。前回の平成 26（2014）年 4 月には、引き上げ前の駆け込み需要とその反動減により景気を足踏みさせました。さらに、これまで景気をけん引してきた 2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会特需が平成 32（2020）年に終焉することもあり、今後の景気減速の可能性も懸念されます。
- 本市の商業は、かつて旧 5 町に形成されている商店街を中心に活況を呈していたものの、全国的な傾向と同様に人々の日常生活における自動車利用が進み、日々の買い物の行動範囲が大きく広がり、消費者の選択肢が格段に拡大したことや商店主や消費者の高齢化等を背景に、既存の商店街は年々衰退傾向にあり、空き店舗が増加しています。
- 工業は、東北自動車道への交通アクセスの良さや東北の他都市と比較して積雪量の少なさといった恵まれた立地環境のもと、市内 7 箇所に工業団地が整備されており、さらに、平成 30 年 3 月東北中央自動車道（相馬福島道路）の一部開通、平成 32 年度全線開通により広域的な交通利便性が飛躍的に向上し、商業圏の拡大など本市の産業振興の可能性が大きく広がることが期待されています。特に、国道 4 号に開設されるインターチェンジ周辺は、多機能複合型商業施設の実現により、雇用と交流人口が増加することが予想されます。

### 【基本事業の体系及び内容】

- 施策 3 - 2 地域活力を生み出す商工業の振興
- 基本事業 1 工業の振興と地域内発型産業の推進
- 基本事業 2 商業の活性化と観光産業の創出
- 基本事業 3 雇用環境の充実

## ◆基本事業 1：工業の振興と地域内発型産業の推進

### 【目的】

企業誘致を推進するとともに、地域の雇用や経済を支えている既存企業の経営基盤の強化と安定化を支援します。また、豊富な資源を活かした地域の創意工夫による地域内発型産業や地場産業の振興を推進します。

### 【手段】

- ◆中小企業の経営基盤の強化・安定化に向け、地元雇用に積極的な企業に対し優遇措置を講じるなど、企業にとって魅力的な支援策の導入に努めます。
- ◆豊富な地域資源や地域の特性を活かし、地場産業や地域内の経済活動を活性化させる地域内発型産業の創出を支援します。
- ◆東北中央自動車道（相馬福島道路）の開通を契機に、工業団地の造成を計画的に行い、企業誘致を推進します。
- ◆市内の企業に対して、国内外の競争力強化に向けた支援をします。

### 【基本事業の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の算出方法又は出典元	現状値	目標値
				H34（2022）年度
従業員数	人	工業統計調査	3,747 (H27（2015）年度)	3,800
事業所数	箇所	工業統計調査	135 (H27（2015）年度)	140

## ◆基本事業 2：商業の活性化と観光産業の創出

### 【目的】

事業者の意欲的な販促活動を支援し、商店街の活性化を図ります。さらに、観光に関わるサービス業など、第1次産業と第3次産業といった異業種間での多様な事業展開による新たな事業機会の創出と商業活動を推進します。

### 【手段】

- ◆商業の担い手の育成支援に加え、空き店舗等の有効活用を進め、市民の利便性向上とにぎわいの創出による商店街の活性化を図ります。
- ◆観光機能と連携し、商業をはじめとする農林業・工業等の他業種との多面的な交流を促進し、地域経済の好循環を促します。

### 【基本事業の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の算出方法又は出典元	現状値	目標値
				H34（2022）年度
伊達なまちナビカード周遊事業 <sup>78</sup> （仮称）加盟店舗数	店舗	伊達なまちナビカード周遊事業（仮称）に加盟した店舗の累計数	— （H29（2017）年度）	20
空き店舗を活用した新規出店の累計件数	件	既存商店街における空き店舗を活用した新規出店の累計数	3 （H29（2017）年度）	15

### ◆基本事業3：雇用環境の充実

#### 【目的】

市内勤労者の雇用安定を図るとともに、市民が意欲的に働くことができる雇用環境の充実に努めます。

#### 【手段】

- ◆雇用吸収力<sup>79</sup>の高い企業の誘致による雇用の場の確保に努め、若者の市内定住を促進します。
- ◆働く意欲を持つ女性や中高齢者、障がい者など、雇用情勢が厳しい求職者に対するきめ細かな就職支援に努めます。
- ◆それぞれの市民が個性と能力に応じて就業できる環境づくりのため、ポリテクセンター<sup>80</sup>の活用やハロートレーニング<sup>81</sup>等を支援し、就業機会の拡大を図ります。
- ◆安心して働き、豊かな生活が送れる職場環境と労働条件の改善を促進し、ワーク・ライフ・バランスへの取組みや働き方改革を促します。

### 【基本事業の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の算出方法又は出典元	現状値	目標値
				H34（2022）年度
就職者数	人	伊達市地域職業相談室で就職を斡旋し、実際に就職した市民の数	795 （H29（2017）年度）	1,150

※<sup>78</sup> 道の駅等の交流拠点に設置する店舗紹介を兼ねたクーポン券。

※<sup>79</sup> 企業がどれだけ多くの雇用を支えられるかという指標。

※<sup>80</sup> ものづくり分野を中心とした職業訓練を実施する厚生労働省所管の公共職業能力開発施設。

※<sup>81</sup> 希望する仕事に就くために必要な職業スキルや知識などを習得することができる。

## 施策 3 - 3 集客資源の創出と充実

### 【施策の目的】

対象	市民、来訪者、事業者
意図	自然や歴史など本市固有の多彩な地域資源を活かした観光振興を推進し、市外から多くの人々と消費を市内へ引き込む。

### 【現状と課題】

- 国では、観光を我が国全体の成長戦略の柱として位置づけるとともに、東日本大震災からの復興にも大きく貢献するという認識のもと、観光立国の実現に関する基本的な計画として、平成 29（2017）年度から平成 32（2020）年度までを計画期間として新たな観光立国推進基本計画を策定しました。
- 当該計画では、「観光先進地・東北」を目指し、平成 32（2020）年度までに東北 6 県の外国人延べ宿泊者数 150 万人泊を目標に掲げています。さらに、本県における早期の観光復興を最大限に促進するため、交流や風評払拭のイベントの開催等による国内プロモーションや P T A 等に対するファミトリップ<sup>※82</sup>を通じた防災学習も含めた教育旅行再生を図るとしています。
- 東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故による危機をチャンスと希望に変えるという意識のもと、東北中央自動車道（相馬福島道路）整備と連携した道の駅建設や市内外からの誘客を促進する新たなまちの駅の開設、また、「伊達氏発祥の地」という本市が持つ魅力を活かしたアニメ制作等、さまざまな取組みを通して魅力の発信に努めてきました。
- 国の史跡名勝にも指定されている「霊山」をはじめとする豊かな自然環境や「伊達氏ゆかりの史跡」等の観光資源を活用した交流人口の拡大は、地域に活力をもたらしています。
- 市全体の経済活性化に結び付けるために、観光をこれからの産業振興の基軸の 1 つに据え、観光に参加する民間事業者や関係団体との連携により、既存の観光資源の付加価値向上や新たな観光資源の発掘と活用、さまざまなネットワークを通じ市内の観光情報が継続的に発信される機会の充実に取り組む必要があります。
- これからの観光施策は、本市を含め、観光振興についての基本的な方針や目標を定めた、広域的な「観光戦略」の策定が求められています。

### 【基本事業の体系及び内容】

#### 施策 3 - 3 集客資源の創出と充実

#### 基本事業 1 地域資源を活かした魅力の向上

#### 基本事業 2 観光客の受入体制の充実

#### ◆基本事業 1：地域資源を活かした魅力の向上

※<sup>82</sup> 観光地の誘客促進のため行う、対象とする国の旅行事業者やブロガー、メディアなどの現地視察ツアーのこと。

## 【目的】

豊かな自然や優れた歴史的文化的遺産、地元特産品など、多彩な地域資源の可能性を最大限に引き出した本市ならではの魅力ある観光地づくりを推進します。

## 【手段】

- ◆「伊達氏」、「霊山」、「桃」などの伊達市の観光ブランドの普及拡大に向け、首都圏や仙台圏を対象に、観光商品・メニューの販売ルートの確保・拡大を図ります。
- ◆地域の資源の付加価値を高め、ブランド力の向上と観光誘客による消費の拡大に結び付けます。
- ◆本市固有の観光資源から観光地づくりの基軸となるコンセプトを発掘・創出し、コンセプトに沿った施設整備や情報拠点の設置、交通手段の確保やイベント企画等の環境整備を推進します。
- ◆インバウンドを含めた交流人口拡大のため、近隣自治体と連携して魅力の高い歴史的な観光資源を有機的に結び付け、道の駅等を活用して、これらを広く情報発信し、幅広い集客を進めます。
- ◆豊かな自然や地場産業である農業の体験そのものを観光の商品とする着地型体験観光<sup>83</sup>メニューの開発を推進します。

## 【基本事業の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の算出方法又は出典元	現状値	目標値
				H34（2022）年度
観光入込客数	人	観光客入込状況調査	662,370 (H29（2017）年度)	2,017,000
観光情報ポータルサイト「だてめがね」 <sup>84</sup> へのアクセス数	件	観光情報ポータルサイト「だてめがね」へのアクセス数	89,736 (H29（2017）年度)	100,000

## ◆基本事業2：観光客の受入体制の充実

### 【目的】

市民を含めた多様な主体との連携により、地域ぐるみで観光客を温かくもてなす体制の充実を図ります。

### 【手段】

- ◆観光物産交流協会が中心となって、地域資源を活かした観光客のおもてなし体制の充実を図ります。
- ◆「食」や「土産」などの新たな観光商品・メニューの開発を通じ、観光客の受入体制の強化を促進します。
- ◆地域ボランティアなども含めた多様な主体による受け入れ体制の育成・支援を図ります。

※<sup>83</sup> 観光客の受け入れ先が、地元ならではの体験プログラムを企画し、参加者が現地集合現地解散する観光形態。

※<sup>84</sup> 伊達市観光物産交流協会が運営する観光等を紹介するインターネットサイト。

**【基本事業の進捗状況を測定するための指標】**

指標名	単位	指標の算出方法又は出典元	現状値	目標値
				H34（2022）年度
市有宿泊施設の宿泊者数	人	市有宿泊施設の宿泊者数	5,476 (H29（2017）年度)	6,000
自らが主体となって誘客に取り組むガイド団体数	団体	伊達市観光物産協会に加入しているガイド団体数	4 (H29（2017）年度)	5



## 【政策4】 ころ寄り添う健やかなまちづくり

### 施策4-1 ともに支え合う福祉の充実

#### 【施策の目的】

対象	要配慮者、被保護者、障がい者
意図	支援が必要な人たちを地域全体で支え合うことで、誰もが住み慣れた地域の中で自分らしく安心して暮らすことができる

#### 【現状と課題】

- 生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図る新制度として、「生活困窮者自立支援法」が平成27(2015)年4月から施行され、生活困窮者を対象に、包括的・継続的な支援を提供し、自立の促進を図る第2のセーフティネットが創設されました。
- 本市の被保護世帯数及び被保護人員は、平成19(2007)年度から概ね一貫して増加傾向が続き、平成23(2011)年度をピークに減少に転じましたが、平成29(2017)年度は増加となりました。今後、団塊の世代を中心とする高齢化の進行によって、全国的な傾向と同様に、本市でも生活保護を受給する高齢者が増加すると予測されます。
- 全ての国民が障がいの有無により分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進するため、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が、平成28(2016)年4月より一部の附則を除き施行されました。今後においては、障がい者差別解消に向け取組みを推進する必要があります。
- さらに、障がいのある方が希望する生活ができるよう、支援の一層の充実を目指した「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」や「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」では、介護保険又は障がい福祉のいずれかのサービスの指定を受けている事業所が、もう一方の制度におけるサービスの指定を受けやすくなる新たな共生型サービスが位置付けられ、その指定において特例が設けられるなどの改正法が平成30(2018)年4月に施行されました。
- 人口減少や少子高齢社会の進展等に伴い、今後ますます地域が抱える福祉課題が多様化していくと見込まれます。平成29(2017)年6月に「社会福祉法」が改正され、地域福祉推進の主体が地域住民等と位置付けられ、誰もが「他人事」ではなく「我が事」の問題として捉え、住民同士がお互いに支え合いながら、誰もが自分らしく暮らせる地域社会の実現に向け、一層推進する必要があります。

## 【基本事業の体系及び内容】

施策 4-1 ともに支え合う福祉の充実

基本事業 1 ともに支え合う地域福祉の充実

基本事業 2 生活の安定と自立支援

基本事業 3 障がい者福祉の充実

### ◆基本事業 1：ともに支え合う地域福祉の充実

#### 【目的】

支援が必要な人たちをみんなで支え合う体制を整え、誰もが住み慣れた地域の中で安心して暮らすことができる地域づくりを推進します。

#### 【手段】

- ◆住みなれた地域で生活するために必要な支援の体制を整備するとともに、わかりやすい福祉情報の発信に努めます。
- ◆身近な地域で福祉に関するさまざまな悩み・相談に対応できる体制を充実させます。
- ◆人を人として尊重する、学びの場・機会の充実を図ります。
- ◆地域の福祉課題が、地域の福祉活動により解決できるよう、社会福祉協議会とともに支援します。
- ◆災害時に、市民どうしが助け合い、その安全を確保できるよう、避難行動要支援者の個別支援計画の作成等、事前にできる準備を進めます。

#### 【基本事業の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の算出方法又は出典元	現状値	目標値
				H34 (2022) 年度
市内で活動する福祉団体の数	団体	市内で活動する福祉団体の数	67 (H29 (2017) 年度)	74
避難行動要支援者の登録者数	人	避難行動要支援者の登録者数	2,799 (H29 (2017) 年度)	5,000

### ◆基本事業 2：生活の安定と自立支援

#### 【目的】

疾病や高齢等に伴い、生活に困窮した市民が自立し、安心して暮らすことができるように支援します。

#### 【手段】

- ◆生活保護に至る前の生活困窮者を対象に、自立促進を図るとともに実情に応じた適切な支援を行います。
- ◆生活保護制度を適正に運用し、被保護者世帯の自立助長のため、適切な支援・指導を行います。

### 【基本事業の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の算出方法又は出典元	現状値	目標値
				H34（2022）年度
生活困窮相談件数（新規）	件	生活困窮相談件数（新規）	66 (H29（2017）年度)	50

### ◆基本事業3：障がい者福祉の充実

#### 【目的】

障がいがある人もない人も同様に、お互いの人権と主体性を尊重し合いながら、住み慣れた地域の中で安心して暮らし、社会参加できる地域づくりを推進します。

#### 【手段】

- ◆心身の障がいにより他者とのコミュニケーションに困難を抱える人に対し、それぞれに適した支援を行います。
- ◆障がい者が病院や施設から地域での生活に移行できるよう障がい者を支える障がい福祉サービスの充実に努めます。
- ◆障がい者と健常者が交流を図り、触れ合うことで、健常者の障がい者に対する理解を促進します。また、就労支援機関・医療機関・企業と連携し、障がい者の就労支援を推進します。

### 【基本事業の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の算出方法又は出典元	現状値	目標値
				H34（2022）年度
市内のグループホーム <sup>85</sup> を利用している障がい者の割合	%	グループホームを利用している人のうち、市内の施設を利用している割合	10.8 (H29（2017）年度)	30
市内の就労継続支援施設を利用している障がい者の割合	%	就労継続支援施設を利用している人のうち、市内の就労継続支援施設で就労している人の割合	70.3 (H29（2017）年度)	85

※<sup>85</sup> 病気や障害などで生活に困難を抱えた人が、専門スタッフ等の援助を受けながら、小人数の住宅で生活する社会的介護形態のこと。

## 施策 4-2 生涯元気なまちづくりの推進

### 【施策の目的】

対象	高齢者
意図	住み慣れた地域の中で、いつまでも健康で生きがいを持って暮らしていくことができる

### 【現状と課題】

- 本市の 65 歳以上の高齢者人口は、平成 30（2018）年 4 月 1 日現在、20,810 人で、高齢化率は 34.0%に達しましたが、今後、平成 32（2020）年度をピークに減少に転じると予想されます。今後、団塊の世代がすべて 75 歳以上となる平成 37（2025）年には、高齢者人口は 20,520 人、高齢化率は 37.4%になると予想されています。また、75 歳以上の後期高齢者人口も、平成 42（2030）年度をピークに減少するものと見込まれ、本格的に到来する人口減・多死社会に向けた取組みが求められています。更に、全国的な課題でもある核家族化の進行に加え、若い世代の流出が進み、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加しています。
- このような状況の中、高齢者が住み慣れた地域の中で可能な限り安心して暮らしていけるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕組みが必要です。
- 平成 37（2025）年を見据えて、住み慣れた地域で生活を送る高齢者の多様な生活ニーズに応えられる仕組みをつくるため、行政サービスとして提供されない生活ニーズに応えるため、「自助」を基本としながら、ボランティア団体、NPO、町内会、老人クラブ等の多様な主体と市が協働しながら地域全体で支え合う体制をつくっていくことが重要です。
- 価値観が多様化する現代の超高齢社会においては、社会活動や学習活動を通じて、心の豊かさや生きがいの充足の機会が求められているとともに、高齢者が年齢や性別にとらわれることなく、他の世代とともに社会の重要な一員として、生きがいを持って活躍できる機会が求められています。
- 認知症は誰にも起こりうる脳の病気に起因するもので、急速な高齢化とともに、その対策は重要な課題となっています。市民に対して認知症に対する誤解や偏見をなくすため、認知症に関する正しい情報を伝え、その予防や特徴、対応方法等を正しく理解してもらうことで、みんなで当事者とその家族を支え、認知症になっても自分らしく暮らせる地域をつくる活動を今後も一層推進する必要があります。

### 【基本事業の体系及び内容】

- 施策 4-2 生涯元気なまちづくりの推進
- 基本事業 1 生活を支える地域づくり
- 基本事業 2 介護サービスの充実と介護予防の推進
- 基本事業 3 生きがいづくりと社会参加の促進

## ◆基本事業 1：生活を支える地域づくり

### 【目的】

高齢者が、いつまでも住み慣れた地域や家庭で暮らし、健康でいきいきとした生活を継続できるよう支援します。

また、在宅で介護する家族の心身における負担の軽減を図るとともに、地域社会の一員として地域での活動に参加する機会の拡充を目指します。

### 【手段】

- ◆医療、介護、予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保されるよう、多職種が連携して高齢者を支援する地域包括ケアシステムを深化・推進します。
- ◆医師会と介護事業者による協議の結果、退院調整のルール<sup>86</sup>を策定しました。今後は、退院支援、日常の療養支援、急変時の対応等、更なる医療と介護の連携を強化します。
- ◆「看取り」「終末期ケア」について、医療従事者、介護従事者、市民全体の意識醸成に努めます。
- ◆地域の実情に応じた生活支援・介護予防の充実を目的として、平成 29 年 2 月に生活支援コーディネーターを配置しました。これからも高齢者が住み慣れた地域で生活ができるように、生活支援コーディネーターの配置を進めながらニーズの掘り起こしや新たなサービスの創出、適切なマッチングを通して誰もが住みやすい地域の実現に努めます。
- ◆高齢者の総合相談、権利擁護、介護予防のケアマネジメント等を業務とする「地域包括支援センター」の体制強化を図るとともに、個別ケースについて多職種や住民との検討を行うことで地域課題を共有し、課題解決に向けた関係者のネットワークの構築、資源開発を図っていく「地域ケア会議」の積極的な活用を推進します。
- ◆今後、高齢化とともに増加する認知症高齢者を地域で支えるため、認知症の進行状況にあわせて、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければよいかを標準的に示した「認知症ケアパス」を活用します。また、早期診断や対応など、本人と家族への支援を実施する体制を構築するとともに、徘徊高齢者の地域での見守りに加え、高齢者に対する虐待や孤独死等の困難課題への対応も目指した、「地域見守りネットワーク」の拡充を図ります。

### 【基本事業の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の算出方法又は出典元	現状値	目標値
				H34 (2022) 年度
在宅の高齢者の割合	%	特別養護老人ホームに入所していない高齢者数/高齢者数	97.4 (H29 (2017) 年度)	97.1
認知症に理解を深める認知症サポーター <sup>87</sup> 数	人	認知症サポーター数	6,366 (H29 (2017) 年度)	10,000

## ◆基本事業 2：介護サービスの充実と介護予防の推進

※<sup>86</sup> 入院患者が退院する際に、必要な介護保険サービスをスムーズに受けられるようにするための連携の仕組み。

※<sup>87</sup> 認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の人や家族に対して温かい目で見守る応援者。

## 【目的】

要介護・要支援認定者の一人ひとりの状態に応じた、在宅サービス及び施設サービスの充実を図り、適切な介護サービスを提供します。

また、要介護・要介護状態の予防、軽減と悪化防止のため、運動機能や栄養状態といった心身機能の改善を含め、高齢者の生活機能の向上を支援します。

## 【手段】

- ◆介護保険制度を将来にわたって持続可能な制度とするため、介護保険サービスの効率化・適正化を図ります。
- ◆在宅生活を支えるため、地域に密着したサービスの整備を推進するとともに、介護サービスの質の向上を図ります。
- ◆さまざまな居宅サービスを利用しても在宅生活が困難な高齢者のために、介護施設サービスの計画的な整備を推進します。
- ◆より多くの市民が介護予防の必要性を十分に認識し、自主的に継続して取り組むことができるよう、情報提供や意識啓発を図ります。
- ◆要支援・要介護になるおそれの高い高齢者を把握するとともに、高齢者の筋力トレーニング等の通所型事業により、介護予防を推進します。
- ◆要支援状態の高齢者の機能悪化を防止するため、専門職の助言を求めケアプランの見直し、リハビリの導入などにより自立を促す「自立支援ケア会議」を開催して、行政やサービス提供事業者等、多くの関係者が理念を共有して推進します。

## 【基本事業の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の算出方法又は出典元	現状値	目標値
				H34 (2022) 年度
在宅サービスの利用率	%	在宅サービス利用者数／要介護・要支援認定者数	74.1 (H29 (2017) 年度)	74.8
施設サービスの充足率	%	介護老人福祉施設整備床数／要介護3～5認定者数	37.9 (H29 (2017) 年度)	44.5
要支援・要介護への予防率	%	要介護・要支援認定者を除く高齢者数／高齢者数	80.2 (H29 (2017) 年度)	77.5

## ◆基本事業3：生きがいくりと社会参加の促進

### 【目的】

高齢者が地域社会の一員として、生きがいを実感しながら充実した高齢期を過ごせるよう、培ってきた知識、経験、技術を活かした地域貢献活動や、多様な場への社会参加を支援します。

### 【手段】

- ◆高齢者の生きがい活動の喜びを高め、意欲的な取組みを持続できるよう、自らが企画し実行

する、趣味の活動、スポーツ活動、文化伝承活動、ボランティア活動、農業生産の一部を担う「農業福祉<sup>※8</sup>」等の取組みが、地域の中で活発に取り組まれるように支援します。

- ◆高齢者の積極的な社会参加を促進するとともに、高齢期を迎えても社会の変化に対応していけるよう、生涯にわたってさまざまな学習機会の提供を支援します。
- ◆高齢者の豊富な知識と経験を活用した世代間交流、自治会活動等の社会参加を促進し、児童の健全育成や文化交流等の担い手としての社会活動を支援します。
- ◆仲間づくりを通して、自らの健康づくりや文化・スポーツ活動など、さまざまな活動を支援します。

#### 【基本事業の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の算出方法又は出典元	現状値	目標値
				H34 (2022) 年度
ボランティア登録率 (65 才以上)	%	ボランティアセンターに登録する高齢者数 / 高齢者数	1.7 (H29 (2017) 年度)	1.8
生きがいづくりのつどいの場	箇所	サロン等の数	143 (H29 (2017) 年度)	160

※<sup>8</sup> 高齢者が農業生産の一部を担うことで健康と生きがいを生み出すこと。

## 施策 4-3 健康づくりの推進

### 【施策の目的】

対象	市民
意図	子どもから高齢者に至るまで、誰もが生涯を通じ安心して心身ともに健やかに暮らすことができる

### 【現状と課題】

- 健康寿命とは、「健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間」のことをいいます。「平成 28 年版厚生労働白書」によると、平成 25（2013）年時点で平均寿命と健康寿命の差は、男性が 9.02 年、女性が 12.40 年となっており、この差が大きいほど日常生活に制限のある「不健康な期間」が長いこととなります。
- 全国的に健康寿命<sup>89</sup>と平均寿命との差は縮っていません。健康寿命と平均寿命の差が開くことは、個人や家族の生活の質の低下を招くとともに医療費や介護給付費の増大にもつながります。国民一人ひとりの健康づくりを通して健康寿命を延伸させ、平均寿命との差を縮めることは我が国全体における重要な政策課題の 1 つとなっています。
- 本市では高齢化の進行により、「団塊の世代」のすべてが 75 歳となる平成 37（2025）年には、65 歳以上人口は 20,520 人、高齢化率は 37.4%になると予想され、約 2.7 人に 1 人が 65 歳以上、5 人に 1 人が 75 歳以上となります。これに伴い、慢性的な疾病や複数の疾病を抱える患者が増えるなど、医療・介護サービスを必要とする患者の疾病構造が多様化すると見込まれています。
- 本市の特定健診の結果や要介護者の有病状況をみると生活習慣病に起因するものが多くを占めています。
- 生涯を通じ心身ともに健やかに生活するためにはライフステージに応じた健康的な生活習慣を身に付けていくことが大切です。次世代の健康づくりのために伊達市版ネウボラ事業の推進、さらに働き盛り世代から高齢者までの切れ目のない対策が必要となっています。
- 本市では、在宅当番医制事業及び地域救急医療体制整備事業を実施していますが、市民にとってより安全・安心な医療を確保するため、広域的な地域救急医療体制について検討を進めていく必要があります。

※<sup>89</sup> 日常的・継続的な医療・介護に依存しないで、自分の心身で生命維持し、自立した生活ができる生存期間のこと。



## 【基本事業の体系及び内容】

- 施策 4－3 健康づくりの推進
- 基本事業 1 健康づくりの推進
- 基本事業 2 母子保健の充実
- 基本事業 3 生活習慣病予防の充実
- 基本事業 4 医療保険と医療環境の充実

### ◆基本事業 1：健康づくりの推進

#### 【目的】

「自らの健康は自らでつくる」という基本原則のもと、市民が自らの健康に対して高い意識を持ち、日常生活の中で習慣的に健康づくりに取り組むことができるようにします。

#### 【手段】

- ◆住み慣れた地域の集会所等で気軽にできる運動を行うことで、参加者の健康増進やコミュニティの活性化に効果を上げている「元気づくり会」の推進を通じ、市民自らが主体となり、誰でも身近な場所で運動を継続できるよう支援します。
- ◆健康運動教室やウォーキング等を通じ、より多くの市民が楽しみながら継続して取り組める健康づくりの習慣化を支援します。
- ◆高齢者の健康づくりを目的とした筋力トレーニングの拡充を図ります。

#### 【基本事業の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の算出方法又は出典元	現状値	目標値
				H34（2022）年度
運動習慣化支援事業への参加率	%	運動習慣化支援事業参加者数／40歳以上の市民数	8.7 (H29（2017）年度)	15.3
元気づくり会を実施している集会所数	箇所	元気づくり会を実施している集会所数	91 (H29（2017）年度)	135

### ◆基本事業 2：母子保健の充実

#### 【目的】

地域社会の中ですべての妊婦が安心して出産に臨むことができ、子どもが健やかにすくすくと成長できるようにします。

#### 【手段】

- ◆妊娠届けを大切な最初の一歩ととらえ、妊娠期から子どもの健やかな成長・発達のため切れ目ない支援を行う伊達市版ネウボラ事業により、妊娠・出産や乳幼児の育児に対する不安や悩みの解消を図ります。
- ◆妊娠期から乳幼児期を通し検診や相談等による母子の健康管理の充実を図ります。

### 【基本事業の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の算出方法又は出典元	現状値	目標値
				H34 (2022) 年度
低出生体重児の割合	%	福島県保健福祉部平成 29 年人口動態統計	9.4 (H29 (2017) 年度)	8.0
むし歯のない3歳児の割合	%	むし歯のない3歳児÷3歳児健診受診者数×100	78 (H29 (2017) 年度)	80

### ◆基本事業3：生活習慣病予防の充実

#### 【目的】

健康寿命を延伸するため、介護の主な原因である生活習慣病の発症や重症化を適切に防ぎます。また、がん検診によってがんを早期に発見し、早期の治療に結び付けます。

#### 【手段】

- ◆特定健康診査<sup>90</sup>や各種がん検診等の受診を促進します。
- ◆市民自らが主体的に生活習慣病の予防に取り組めるよう、健康相談や訪問指導、健康教育等を推進します。

### 【基本事業の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の算出方法又は出典元	現状値	目標値
				H34 (2022) 年度
特定健診受診率	%	国保特定健診受診者数÷国保特定健診対象者数(速報値)×100	43.7 (H29 (2017) 年度)	53.5
特定健診において血圧値が正常な方(BP130/85mmHg未満)の割合	%	国保特定健診において血圧値が正常な方の数÷受診者数×100	49.3 (H29 (2017) 年度)	54.0

### ◆基本事業4：医療保険と医療環境の充実

#### 【目的】

市民一人ひとりが自らの疾病やケガの状況に応じた適切な医療サービスを、いつでも必要な時に安心して受けられるようにします。

#### 【手段】

- ◆国民健康保険の財政の健全化や安定的な運営に努めます。
- ◆市民が休日や夜間に急に身体の具合が悪くなった場合でも、適切な診療が受けられるよう、救急医療体制を拡充・確保するため、より近隣市町と広域での連携を目指します。

※<sup>90</sup> 高齢者の医療の確保に関する法律により国民健康保険等の医療保険者が、40～74歳の加入者を対象に内蔵脂肪症候群に着目して実施する健康診査のこと。

**【基本事業の進捗状況を測定するための指標】**

指標名	単位	指標の算出方法又は出典元	現状値	目標値
				H34 (2022) 年度
国民健康保険被保険者のジェネリック医薬品 <sup>91</sup> 普及率	%	ジェネリック医薬品薬剤数量 / ジェネリック医薬品薬剤数量 + 先発医薬品薬剤数量のうちジェネリック医薬品が存在する数量	77.2 (H29 (2017) 年度)	80.0

※<sup>91</sup> 新薬（先発医薬品）の特許が切れた後に製造販売される、新薬と同一の有効成分を同一量含み、同一の効能・効果を持つ医薬品の総称のことで、一般的に研究開発に要する費用が低く抑えられることから、先発医薬品に比べて薬価が安くなっている。

## 【政策5】自然と調和し快適で住みよいまちづくり

### 施策5-1 快適な生活環境の形成

#### 【施策の目的】

対象	自然、市民、事業者、滞在者
意図	豊かな自然環境を保全・活用し、地球環境にやさしいまちを創る ごみの減量化を進め、循環型社会 <sup>92</sup> を形成する 温室効果ガス <sup>93</sup> の排出を抑制し、地球温暖化対策を推進する

#### 【現状と課題】

- 本市は、豊かな自然に恵まれ、自然と共生した生活を営みながら、それぞれの伝統や文化を創り上げ、生活環境を保全してきました。本市が創り上げてきたこれらの資産は、今後も将来の世代に継承していく必要があります。
- これまで私たちの豊かな生活を支えてきた大量生産・消費・廃棄型の社会システムは、私たちを取り巻く環境のみならず、地球全体の環境を脅かしています。本市の平成28(2016)年度における1人1日当たりのごみ排出量は約1,093gで、県平均の1,039g、全国平均の925gを超えています。また、平成28(2016)年度のリサイクル率は12.5%であり、県平均の13.6%、全国平均の20.3%を下回っている状況にあります。
- 平成27(2015)年12月、フランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)において、「パリ協定」が採択され、「世界の平均気温上昇を2度未満に抑える」ことが目標として掲げられました。これを受け、我が国は、平成28(2016)年5月に「地球温暖化対策計画」を閣議決定し、我が国の温室効果ガス排出量の中期削減目標について、「長期エネルギー需給見通し(エネルギーミックス)と整合をとり、技術面、コスト面の課題を踏まえた対策・施策や技術による実現可能な削減目標として、平成42(2030)年度に平成25(2013)年度比26.0%削減の水準にする」目標を掲げ、地方自治体にも温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を推進することが求められ、平成30(2018)年3月に「伊達市役所エコアクションプラン」を策定しました。
- 本市は、太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入を促進し、温室効果ガス排出量の削減に努めてきました。引き続き、太陽光発電とともに、空調等の熱利用における化石燃料の代替として、太陽熱の利用や地域資源を活かしたバイオマス<sup>94</sup>等の利用も検討していかねばなりません。

※<sup>92</sup> 限りある天然資源の消費を抑制するため、製品等が可能な限り廃棄物として排出されず(排出抑制)、排出された後も循環的な利用が図られ(再使用・再生利用・熱回収)、更に廃棄に至った場合でも適正処分が確保される環境負荷の少ない社会。

※<sup>93</sup> 二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロンガスなどの赤外線を吸収する能力をもつ気体の総称。

※<sup>94</sup> 「バイオ(bio=生物、生物資源)」と「マス(mass=量)」を組み合わせた言葉で、植物などの生物から生まれた再生できる資源のこと。

## 【基本事業の体系及び内容】

### 施策 5 - 1 快適な生活環境の形成

#### 基本事業 1 環境の保全と創出

#### 基本事業 2 循環型社会の形成

#### 基本事業 3 地球温暖化対策の推進

### ◆基本事業 1：環境の保全と創出

#### 【目的】

多様な主体が自然を守り育みながら、市民が豊かな自然の中で共生するとともに、健康で安心して暮らせる生活環境の維持・向上に努め、市民生活の安定を図ります。

#### 【手段】

- ◆快適な生活環境を形成するため、環境美化・保護に向けた意識の高揚に努めます。
- ◆里山の環境資源としての機能を保持するため、その保全・活用を図ります。
- ◆ごみの不法投棄の防止、早期発見に向け、廃棄物不法投棄監視員による監視活動や啓発活動を推進します。
- ◆騒音・振動・悪臭といった感覚公害の発生の防止や抑制に努めます。

#### 【基本事業の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の算出方法又は出典元	現状値	目標値
				H34（2022）年度
森林整備面積	ha	森林整備面積	30.2 (H29（2017）年度)	120
不法投棄搬入件数	件	伊達地方衛生処理組合	303 (H29（2017）年度)	250

### ◆基本事業 2：循環型社会の形成

#### 【目的】

市民の良好な生活環境の保全と持続可能な社会を形成するため、市民・事業者・市が適切な役割分担のもとに、大量消費・廃棄の抑制と3R（発生抑制（Reduce）・再使用（Reuse）・再生利用（Recycle））を推進し、ごみの減量化に取り組むことにより、協働の循環型社会づくりを推進します。

#### 【手段】

- ◆市民・事業者・行政が連携し、食品ロス<sup>95</sup>削減事業を推進します。
- ◆3Rを推進するため、3R活動を支援するとともに、資源循環の意義などを広く市民へ周知し、意識の高揚を図ります。

※<sup>95</sup> 売れ残りや食べ残し、期限切れ食品など、本来は食べられるはずの食品が廃棄されること。

### 【基本事業の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の算出方法又は出典元	現状値	目標値
				H34 (2022) 年度
1人1日当たりのごみ排出量	g	一般廃棄物実態調査	1,100 (H29 (2017) 年度)	1,000
リサイクル率	%	一般廃棄物実態調査	12.6 (H29 (2017) 年度)	15.0

### ◆基本事業3：地球温暖化対策の推進

#### 【目的】

地球環境に与える負荷を低減するため、環境にやさしい省エネルギーや創エネルギーの取組みを推進し、温室効果ガスの排出を抑制する低炭素社会の形成を図ります。

#### 【手段】

- ◆省エネルギー機器の普及促進や市の率先した省エネルギー行動により、エネルギーの効率的な利用を推進します。
- ◆市民や事業所が実践できる省エネルギーの啓発と各種情報の提供を推進します。
- ◆公共施設への再生可能エネルギー設備の導入を推進します。
- ◆市民による太陽光発電システム等の再生可能エネルギーの導入に向けた取組みを支援します。
- ◆バイオマス利用を推進し、炭素循環をとおした森林の多面的機能の周知を図ります。

### 【基本事業の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の算出方法又は出典元	現状値	目標値
				H34 (2022) 年度
住宅用太陽光発電設備助成件数 (累計)	件	住宅用太陽光発電設備助成件数 (累計)	814 (H29 (2017) 年度)	1,200

## 施策 5 - 2 市民生活を支える交通網の充実

### 【施策の目的】

対象	市民、市外からの来訪者を含めた公共交通の利用者
意図	人々が安全に道路や橋梁を使用し、地域の公共交通を便利に利用することができる

### 【現状と課題】

- 本市の骨格を形成している主要な交通ネットワークとして、阿武隈急行線、JR東北本線及び国道4号、国道115号、国道349号、国道399号が東西南北に走っています。さらに、東日本大震災からの復興支援道路として、東北中央自動車道（相馬福島道路）の整備が進められており、市内には既に2箇所のインターチェンジが運用を開始し、平成32（2020）年度までを目標に残り2箇所のインターチェンジが開設される予定となっています。
- この東北中央自動車道（相馬福島道路）の整備は、東北地方の他都市との所要時間を大幅に短縮させ、広域的な連携・交流ネットワークが拡大するとともに、交通渋滞の緩和や救急医療へのアクセスの改善、生活環境の改善など、本市にとってさまざまな面で大きな効果をもたらすことが期待されています。
- 既存道路・橋梁などのインフラ老朽化対策として、予防保全の取組みが重要になっています。
- 人口減少や少子高齢社会の進展に伴い、鉄道・バスといった公共交通事業を取り巻く環境が年々厳しさを増している中、特に中山間地域では地域住民の生活の足である公共交通機関の輸送人員の減少により、路線バスを中心とする既存の公共交通ネットワークの規模縮小やサービスの低下が懸念されています。
- 今後、本市においても高齢社会の進展や運転免許証返納などにより自らの移動手段を持たない交通弱者の増加が見込まれます。地域社会の活力の維持・向上を図るうえでも、公共交通の持続可能な運営に向けた取組みを強化する必要があります。

### 【基本事業の体系及び内容】

- 施策 5 - 2 市民生活を支える交通網の充実
- 基本事業 1 総合的な広域交通ネットワークの形成
- 基本事業 2 快適で機能的な交通基盤の整備と維持管理
- 基本事業 3 便利で効率的な公共交通体系の構築

#### ◆基本事業 1：総合的な広域交通ネットワークの形成

##### 【目的】

東北中央自動車道（相馬福島道路）の整備進捗に合わせた波及効果が最大限に発揮されるよう、市内各地域からインターチェンジへアクセスする幹線道路等の機能の向上を図ります。

### 【手段】

- ◆市内各地域をネットワークする幹線道路網の整備と既存道路ストック<sup>96</sup>の利活用を推進します。
- ◆市内4か所のインターチェンジ周辺地域については、地域間振興拠点の交流連携を図るため、広域的な道路ネットワークの形成を推進します。

### 【基本事業の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の算出方法又は出典元	現状値	目標値
				H34（2022）年度
（仮称）福島保原線 I C アクセス道路	%	（仮称）福島保原線 I C アクセス道路整備進捗率	17 （H29（2017）年度）	100

## ◆基本事業2：快適で機能的な交通基盤の整備と維持管理

### 【目的】

地域住民にとって身近な生活路線である市道・橋梁の機能の維持を図ります。

### 【手段】

- ◆地域住民の理解と協力のもと、日常生活上の安全性や利便性を確保するための緊急度・重要度に応じた、市道の計画的な整備と効率的な維持管理に努めます。
- ◆橋梁の維持管理については、損傷が深刻化してから対策を講じる「事後保全」から、総括的な点検により必要な修繕を計画的に行う「予防保全」へ転換し、長寿命化を図ります。

### 【基本事業の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の算出方法又は出典元	現状値	目標値
				H34（2022）年度
市道の舗装率（1級・2級以外）	%	市道の実延長に占める舗装延長の割合	48.6 （H29（2017）年度）	49.9
阿武隈急行線に架かるこ線橋の耐震補強工事	橋	阿武隈急行線に架かるこ線橋の耐震補強工事	0 （H29（2017）年度）	5

## ◆基本事業3：便利で効率的な公共交通体系の構築

### 【目的】

安全性と公共性を踏まえ、利用の促進を図るとともに、まちづくりと一体化した歩いて暮らすことができる、公共交通体系の確立を図ります。

### 【手段】

※<sup>96</sup> 舗装、トンネル、橋梁、照明などの道路構造物。



- ◆鉄道とバス路線や路線バス同士の乗り継ぎの円滑化、デマンドタクシー<sup>97</sup>の利便性向上等を通じ、市民や市外からの来訪者にとって、利用しやすい地域公共交通の環境づくりを推進します。
- ◆利用しやすい公共交通網や料金体系に見直すとともに、利用の促進を図ります。
- ◆現在公共交通を利用していない市民にも、利用しやすい運行ダイヤや、路線図等の周知広報活動や、ノーマイカーデーの実施等を通じ、公共交通に対する意識を醸成し、公共交通への利用の転換を促進します。
- ◆過度に自動車に依存せず、歩きたくなるようなまちづくりと一体化した取組みを推進します。
- ◆財政負担に配慮した持続可能な公共交通体系の構築を図ります。

#### 【基本事業の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の算出方法又は出典元	現状値	目標値
				H34 (2022) 年度
公共交通機関の年間利用者数 (延べ人数)	人	公共交通機関の年間利用者数 (延べ人数)	1,998,603 (H28 (2016) 年度)	1,899,000

※<sup>97</sup> 事前に登録することにより低料金で利用することができる乗り合いタクシー。

## 施策 5 - 3 快適で便利な居住空間の創出

### 【施策の目的】

対象	市民、事業者、市外からの来訪者
意図	各地域の特性を活かした良好な街並みの保全・形成、気軽に緑や水辺に親しめる場の提供、ICT（情報通信技術）の利活用等を総合的に展開することで、より多くの市民が伊達市に暮らす豊かさを実感できる

### 【現状と課題】

- 昭和 56（1981）年 5 月 31 日以前の木造住宅に居住している市民の方は、東日本大震災以降、特に住宅の耐震性に不安を抱えている一方、耐震性が不足していた場合の補強に多くの工事費用がかかることが懸念されています。このため、今後も耐震化のための取組みを継続し、市民の安全・安心に結び付けていく必要があります。
- 少子高齢社会の進展に伴い、今後、本市でも空き家の増加による住環境の悪化が大いに懸念されます。このため、伊達市らしさを醸し出している主要な要素の 1 つである、ゆとりとうるおいのある良好な住環境の保全・形成を図るうえでも、今後、空き家対策のための取組みを強化する必要があります。
- 阿武隈急行高子駅の北側は、伊達市都市計画マスタープランにおいて、定住促進の観点から計画的な宅地整備を推進する地域に位置付けられました。また、住宅団地計画の策定にあたっては、「健幸都市」の理念に基づき、「自然と歩きたくなるまち」の実現を目指しています。
- 市域全体の約 5 割が森林で覆われている本市には、霊山県立自然公園をはじめ、中山間地域に 6 箇所 54.58ha の森林公園が整備されており、市民の憩いの場や自然とのふれあいの場として多くの人々に親しまれています。また、平成 30(2018)年 3 月 31 日現在、都市公園法に基づき設置・管理され、公園緑地の最も基本的な施設である都市公園は 5 箇所、11.75ha が整備済みとなっています。この内、保原総合公園については、平成 33(2021)年度の供用開始を目指し拡張整備事業（約 6 ha）を平成 29(2017)年度から着手しています。
- 多くの市民がゆとりとうるおいを実感できる居住空間の保全・形成に向け、本市の実情を踏まえ市民や事業者との連携・協働により、市内に残る良好な緑の保全や都市公園等の計画的な整備に努めるとともに、民有地や民間建築物における緑化の促進等を通じ、新たな緑の創出を図る必要があります。
- 本市は、自然災害により、宅地や建物が被災した場合の復旧に対する補助事業を設けていますが、阪神・淡路大震災や東日本大震災で既存造成宅地において滑動崩落の被害が発生していることを踏まえて、国が市に取組みを求めている既存の造成宅地について「大規模盛土造成地の変動予測調査」の結果を公表し、市民の滑動崩落被害に関する理解を深め、必要に応じて自ら予防対策を進める事ができる取組みが必要です。

○現在、ICT（情報通信技術）の急速な進化に代表されるスマートフォンやタブレット端末、ソーシャルメディア<sup>98</sup>等の普及は、個人のライフスタイルやワークスタイルの幅広い場面において大きな変化をもたらし、「情報を入手する」、「情報を発信する」、「情報を人と共有してコミュニケーションを取る」といった人々の情報行動を大きく変化させています。

## 【基本事業の体系及び内容】

### 施策 5－3 快適で便利な居住空間の創出

#### 基本事業 1 快適な住環境の形成

#### 基本事業 2 公園緑地の充実

#### 基本事業 3 地域における情報通信の活用

### ◆基本事業 1：快適な住環境の形成

#### 【目的】

多くの市民が住み慣れた地域の中で、いつまでも快適かつ安全・安心に暮らすことができるよう、良好な住環境の保全・形成を図ります。

#### 【手段】

- ◆まちの付加価値を高め、定住人口の増加にもつながるよう、各地区の特性に応じた良好な街並みの保全・形成を図ります。
- ◆安全・安心な住まいを確保できるよう、住宅の耐震化を促進します。
- ◆空き家の適正な管理を促すための取組みを推進します。

#### 【基本事業の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の算出方法又は出典元	現状値	目標値
				H34（2022）年度
木造住宅耐震診断件数（累計）	件	市が行う耐震診断者派遣事業実施済みの累計件数	124 （H29（2017）年度）	150
木造住宅耐震化補助件数（累計）	件	市が補助する耐震補強工事実施済みの累計件数	9 （H29（2017）年度）	30

### ◆基本事業 2：公園緑地の充実

#### 【目的】

多くの人々が気軽に緑や水辺に親しみながら、交流できる場を提供します。

※<sup>98</sup> インターネット上で展開される情報メディアのあり方で、個人による情報発信や個人間のコミュニケーション、人の結びつきを利用した情報流通などといった社会的な要素を含んだメディアのこと。

### 【手段】

- ◆人々が気軽に憩い、交流できる場として、公園緑地の整備を推進します。
- ◆安全で快適な利用環境を維持するため、既存の公園緑地の計画的かつ効率的な維持管理を推進します。
- ◆緑豊かでうるおいのある住環境形成のため、市民や事業者の自主的な緑化活動を促進します。

### 【基本事業の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の算出方法又は出典元	現状値	目標値
				H34(2022)年度
市民一人当たりの都市公園敷地面積	m <sup>2</sup> /人	都市計画区域内の市民一人当たりの都市公園面積	2.5 (H29(2017)年度)	4.5
保原総合公園利用者数	人	総合公園の有料施設及び公園利用申請による利用者数	47,667 (H29(2017)年度)	83,000

### ◆基本事業3：地域における情報通信の活用

#### 【目的】

地域の抱える課題の解決に資するICTを利活用した取組みを推進し、地域社会の活性化や課題の解決に貢献するとともに、地域におけるさまざまな取組みの実施にも結びつくよう、さまざまな分野におけるICTの活用を促進します。

#### 【手段】

- ◆関係機関との連携・協働のもと、誰もが快適かつ安全・安心にICTを利活用できるよう、情報格差是正のために整備した光ファイバー網の効率的な維持管理に努めます。
- ◆費用対効果を十二分に勘案しながら、行政が先導的な役割を果たし、防災・防犯や教育、福祉等のさまざまな分野において、社会的課題の解決に向けたICTの活用を推進します。
- ◆光ケーブルを契約や協定によって長期的かつ安定的に民間通信会社へ貸し付け、ブロードバンド<sup>99</sup>利用の促進を図ります。
- ◆携帯電話の不通話地域の解消や無料Wi-Fi<sup>100</sup>スポット設置等の情報通信基盤の整備についても、民間通信会社等の関係機関への働きかけを行います。

### 【基本事業の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の算出方法又は出典元	現状値	目標値
				H34(2022)年度
IRU <sup>101</sup> エリア内光サービス利用世帯数	件	加入件数(IRUエリア内の世帯数7,308件の1/2)	3,405 (H29(2017)年度)	3,654

※<sup>99</sup> 高速・大容量な通信回線や通信環境。

※<sup>100</sup> 無線LANの規格の一つ。

※<sup>101</sup> Indefeasible Right of Useの略で、自治体や公益事業者等が保有する光ファイバー等の自営通信設備を電気通信事業者に貸し出す際、契約や協定によって確定される長期的かつ安定的な使用権のこと。破棄しえない使用権。

## 施策 5 - 4 安全・安心な水環境の形成

### 【施策の目的】

対象	市民、事業者
意図	将来にわたって安全で良質な水道水を安定的に供給する 汚水を衛生的に処理し、公共用水域の水質保全を図る

### 【現状と課題】

- 我が国では、上下水道施設をはじめ、人々の生活環境を支えているインフラ施設の多くが 1950 年代半ばから 1970 年代初頭の高度経済成長期に集中整備されています。今後、これらの施設の老朽化が急速に進行する一方、国・地方を通じ財政的な制約が年々厳しさを増している中で、インフラ施設の老朽化対策は全国共通の重要かつ喫緊の政策課題の 1 つとなっています。
- 国の老朽化対策に関する政府全体の取組みとして、平成 27（2015）年 3 月に「インフラ長寿命化計画（行動計画）」が策定されたことを受け、自治体レベルにおいても策定を進めることで、全国のあらゆるインフラの安全性の向上と効率的な維持管理を実現するとしています。
- 平成 29（2017）年度における本市の給水人口は 55,328 人であり、給水区域内人口 59,806 人に対する給水普及率は 92.5%となっています。本市では、安全で良質な水道水を将来にわたって安定して供給し続けるため、平成 25（2013）年 3 月に公表された国の「新水道ビジョン」を受け、平成 27（2015）年度に今後の目指すべき水道事業の方向を示した「伊達市新水道事業ビジョン（計画期間：平成 28（2016）年度から平成 37（2025）年度）」を策定し、これに基づき水道事業を推進しています。
- 本市における生活排水処理は、公共下水道、合併処理浄化槽及び農業集落排水処理施設によって行われています。生活排水処理施設の区域内人口を行政人口で除した普及率は 61.7%であり、県全体の 81.8%を大きく下回っています。
- 今後、本市においても既存の上下水道施設の老朽化が進行すると見込まれていますが、将来にわたって市民生活や企業活動を支える重要なライフラインとして、既存施設の機能を保持するため、計画的かつ効率的な事業運営を展開する必要があります。

### 【基本事業の体系及び内容】

- 施策 5 - 4 安全・安心な水環境の形成
- 基本事業 1 安全で安定した水道水の供給
- 基本事業 2 汚水の安定処理
- 基本事業 3 健全な上下水道事業の経営

## ◆基本事業 1：安全で安定した水道水の供給

### 【目的】

本市の水道は『伊達市新水道事業ビジョン』の基本理念や、これを実現するために設定した基本目標に向かって具体的な取組みを推進しながら、市民に安全で良質な水道水を安定的に供給していきます。

### 【手段】

- ◆経営の効率化を目指し、財政計画の策定、アセットマネジメント（資産管理）<sup>102</sup>の導入を図り、老朽化した配水管路や施設の更新・耐震化を計画的に推進します。
- ◆上水道が未整備である中山間地域においては、多様な手法により効率的な生活水の確保に取り組めます。

### 【基本事業の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の算出方法又は出典元	現状値	目標値
				H34（2022）年度
給水普及率	%	給水人口÷給水区域内人口×100	92.5 (H29（2017）年度)	96.4
石綿セメント管の更新率	%	石綿セメント管更新延長÷石綿セメント管更新対象延長×100	0 (H29（2017）年度)	45

## ◆基本事業 2：汚水の安定処理

### 【目的】

地域の実情に応じた公共下水道、合併浄化槽の計画的で効率的な整備を促進し、人と自然が共生する美しい郷土づくりを目指します。

### 【手段】

- ◆公共下水道の事業認可区域は6年後の事業完了を目標に、計画的に事業を推進します。
- ◆公共下水道の事業認可区域及び農業集落排水処理区域を除いて、合併処理浄化槽の普及促進を図ります。
- ◆農業集落排水処理施設の適切な維持管理に努めます。

### 【基本事業の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の算出方法又は出典元	現状値	目標値
				H34（2022）

※<sup>102</sup> 資産管理手法の一つで、水道事業では、施設の維持管理（保全管理）の適正化を行って、施設の延命化を図り、トータルコストの最小化と費用の平準化を目指す維持管理の方法のこと。

				年度
生活排水処理施設の人口普及率	%	生活排水処理施設（公共下水道・合併浄化槽・農業集落排水処理施設）の処理・整備人口÷行政人口×100	62 (H29 (2017) 年度)	65
合併浄化槽補助設置数（累計）	基	合併浄化槽補助設置数（累計）	2977 (H29 (2017) 年度)	3,666

### ◆基本事業3：健全な上下水道事業の経営

#### 【目的】

市民生活や企業活動を支える重要なライフラインとしての役割を、将来にわたって発揮し続けることができるよう、上下水道事業の経営基盤の強化を図ります。

#### 【手段】

- ◆経営の健全化・基盤強化、また、施設の維持管理など官民連携を含めた持続可能な水道事業運営を目指します。
- ◆既存施設をより効果的・効率的に活用する手法を検討します。
- ◆経費の縮減に努めながら、水道料金の収納率向上を図ります。
- ◆摺上川ダムを水源とする福島地方水道用水供給企業団からの受水単価の統一に向けた取組みを推進します。
- ◆公共下水道への接続率の向上を図ります。

#### 【基本事業の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の算出方法又は出典元	現状値	目標値
				H34 (2022) 年度
上水道事業における経常収支比率	%	経常収益÷経常費用×100	108.1 (H29 (2017) 年度)	103.8
公共下水道の接続率	%	下水道接続人口÷処理区域内人口×100	68.0 (H29 (2017) 年度)	70.0

## 【特別対策】放射能を克服するまち

### 【対策の目的】

対象	市民、事業者、市全域
意図	放射線について正しく理解し、誰もが安心して暮らせるまちをつくる

### 【現状と課題】

- 平成 23(2011)年 3月 11 日に発生した東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故によって、放射性物質が広範囲にわたって飛散しました。放射線に対する知識が乏しい中、本市においても市民全体に放射能に対する健康被害への不安が広がりました。
- このような事態に対応するため、本市では迅速な除染作業や地場産品への風評被害の払拭に向けた取組みを積極的に推進しました。さらに、健康管理対策についても、外部・内部被ばく検査や健康相談の実施等を通じ、市民の健康不安の解消に努めてきました。
- 平成 25 (2013) 年 4月より「伊達市放射能健康管理計画」に基づいて、市民の健康不安への対策に取り組んできました。今後も平成 29 年 3月に策定した第 2 次計画の「放射能健康管理を行い、安心して生活が送れる」という基本理念により、市民の健康管理を推進していきます。
- 原発事故から 8 年が経ち、平成 23 (2011) 年 8月と比較して放射線量は約 70%低減したことが確認されており、また、放射線リスクに関する知見も積み上げられてきましたが、一部では不安が解消されるまでに至っていません。
- 今後も国等の方針に基づき、「安心」を広げる取組みとさまざまな機会を活用した風評被害を払拭する取組みを継続し、本市が市内外の多くの人々から「誇れるまち・選ばれるまち・選ばれ続けるまち」となることを目指します。

### 【基本事業の体系及び内容】

- 特別対策 放射能を克服するまち
- 基本事業 1 放射線情報の把握と情報発信による安全の確立
- 基本事業 2 安全を安心につなげる信頼の醸成
- 基本事業 3 交流の深化と信用の回復

## ◆基本事業 1：放射線情報の把握と情報発信による安全の確立

### 【目的】

原発事故による放射能・放射線情報を把握し正しい情報の提供と、放射能に対する取組みを継続することで安全と安心の確保を図ります。

### 【手段】

- ◆食品などの放射性物質については、県の方針を基に検査を継続するとともに、市民へ検査測定データの情報提供を行います。



- ◆国の方針を基に、環境中の放射線モニタリングを継続し情報を発信します。
- ◆国等の専門的調査や対応方針を基に、里山の再生を目指します。

## ◆基本事業 2：安全を安心につなげる信頼の醸成

### 【目的】

原発事故から8年が経ち、放射線量が低減したが、安全イコール安心となっていない状況もあることから、市民との放射能・放射線に対する情報や認識の共有を図り、相互信頼による安全を確保し安心の実現を図ります。

### 【手段】

- ◆放射能による健康不安への相談窓口等を継続し、市民の不安軽減を図ります。また、個人線量計(ガラスバッジ等)やホールボディカウンタ(WBC)による外部・内部被ばく検査では、今までの検査結果により線量が年々低下していることが確認されていますが、今後も測定を継続していきます。
- ◆県と連携し自主的に避難されている方への情報提供と支援を継続します。
- ◆放射能・放射線の正しい理解のため、国と連携し情報発信と知識の普及を継続します。
- ◆国と連携し除染除去土壌等の中間貯蔵施設<sup>103</sup>への搬出を進め、仮置場等の解消を図ります。
- ◆ため池の放射性物質対策に取り組み、ため池の機能回復を図ります。
- ◆市民の放射能不安などへの対応のため、放射能相談センターを継続します。

## ◆基本事業 3：交流の深化と信用の回復

### 【目的】

震災を契機として新たな地域間交流や、人と人の絆を大切にし、情報の発信を推進します。

### 【手段】

- ◆農産物の風評被害払拭のため、販路拡大、消費拡大の活動に取り組みます。
- ◆震災を契機とした地域間交流等の絆を大切にしていきます。
- ◆震災での経験や学んだことを積極的に発信し、本市のPRを行います。

※<sup>103</sup> 除染で取り除いた土や放射性物質に汚染された廃棄物を、最終処分をするまでの間、安全に管理・保管するための施設のこと。